

令和4年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和4年12月7日 水曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	(欠員)	
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	堀田	一徳
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企画財政課長	佐々木 健太郎
健康推進課長	太 川 一 輝
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	荒 木 俊 行

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 _____ **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、令和4年12月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ **長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、初手安幸議員及び堀池浩議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ **長** 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付をしております会期日程案のとおり、本日から12月15日までの9日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 _____ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

日程第3 諸般の報告

議 _____ **長** 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、10月14日高齢者叙勲伝達式が行われ、元町議会議員西坂保憲様が旭日単光章を受賞されております。誠におめでとうございます。

次に、10月28日令和4年度川棚町戦没者慰霊祭が執り行われ、出席をいたしております。

次に、10月31日から郡町村議会議長会で防災・減災対策や移住・定住対策について三重県大紀町、南伊勢町において行政調査視察を行いました。

次に、11月3日令和4年度川棚町表彰式が行われ、4名の方が表彰されております。誠におめでとうございます。

次に、11月9日県町村議会議長会で県選出国會議員への要望活動並びに第66回町村議会議長会全国大会がNHKホールで衆参両院議長ほか多数の国会議員出席の下、開催をされました。

主な内容は、国における令和5年度の予算編成及び施策の策定にあたり28項目について要望することを決議。また、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する件ほか3件を特別決議として決定し、閉会をいたしました。

次に、11月11日令和4年11月臨時会が役場大会議室で開催をされ、専決処分の報告並びに令和4年度一般会計補正（第6回）を審議し、可決しております。

次に、11月12日第70回長崎県地域婦人団体研究大会が波佐見町で開催をされ、出席をいたしております。

次に、11月18日三町全議員による郡内議員研修会が東彼杵町で開催をされ、日本防災士会の旭芳郎氏による講演のあと、東彼杵町内の視察を行っております。

次に、11月28日県北振興局に対し、町内で展開をされている各県営事業の早期完成や維持補修の継続並びに東彼杵道路の早期整備について要望活動を行いました。

次に、12月2日令和4年12月臨時会が開催をされ、条例の一部改正3件を審議し、いずれも可決をしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配付をいたしました「議長諸報告」が9月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、お手元に配付をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関す

る報告書、9月、10月、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、後ほどご一読を願います。

また、本定例会までに受理した陳情書1件及び要望書1件については、配付にとどめ、既に配付済みであります。ご了承をお願いをいたします。

また、11月開催の郡町村議会議員研修会の報告書の写しを配付をしております。以上で、私からの報告を終わります。

(10:05)

日程第4 行政報告

議 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。町長。

町 長 皆様、改めておはようございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

本日、ここに、令和4年川棚町議会12月定例会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、行政報告を2点させていただきます。

新型コロナウイルスの感染について。

まず、私の新型コロナウイルスの感染についてあります。

去る、11月29日執務終了後に喉に違和感があったため、町内の病院を受診し、新型コロナウイルスの検査を行ったところ、陽性であることが判明いたしました。

症状といたしましては、喉に違和感があるのみで、発熱や倦怠感もない状態でありましたが、周囲に感染を及ぼすことがないように、自宅にて療養をさせていただいた次第であります。

幸い、悪化することもなく、12月3日には検査の結果、陰性であることが確認されましたので、4日日曜日から公務に復帰することができましたが、その間、出席予定であった公務は全て、代理出席又は欠席の対応となり、特に12月2日に招集いたしておりました町議会臨時会につきましても

欠席をさせていただき、副町長から議案の提案説明をいただいたところであり、町議会の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

今回の感染により、町議会をはじめ町民の皆様方に対し大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、この場をお借りいたしましてお詫び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今もなお、感染拡大が心配されております。年末に入り、寒さも厳しくなり、また、飲食の機会も増える季節となりました。私も、感染防止と健康管理には改めて心掛けてまいります。皆様におかれましても、ご自愛のほどお祈りする次第でございます。

次に、川棚高校女子ホッケー部の全国大会出場についてであります。

川棚高等学校女子ホッケー部は、11月に熊本県小国町において開催された令和4年度全九州高等学校選抜ホッケー大会において、順調に勝ち上がり、決勝戦において、福岡県の玄界高校を6対1で下し見事優勝し、第54回全国高等学校選抜ホッケー大会の出場権を得ました。

全国高等学校選抜ホッケー大会では、予選を勝ち抜いた24チームが参加する大会で、今年度は岐阜県で開催され、川棚高校は12月24日土曜日に京都の立命館高等学校と山梨県の巨摩高等学校の勝者と2回戦で対戦することが決定しております。

この全国大会における川棚高校女子ホッケー部の健闘を心から念願するとともに、これを機に令和6年7月に川棚町と佐世保市において共同開催される全国高等学校総合体育大会「北部九州総体2024」ホッケー競技に向けて、ホッケー競技がさらに振興・発展するよう願うものであります。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会において提出する議案であります。令和4年度各会計補正予算6件、条例制定1件、条例改正4件、工事請負契約の締結1件でございます。

提案の理由につきましては、その都度説明させていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これで、行政報告を終わります。

(10 : 10)

日程第5 一般質問

議 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、福田徹議員。

1 番 福 田 皆さん、おはようございます。今日は2点質問を行います。

まず1問目は、観光事業について、町長に尋ねます。

川棚町には波静かな大村湾に突き出た風光明媚な自然環境が自慢の大崎半島があり、年間利用者数が令和2年度で23万5,385人となって町民をはじめ、多くの方に親しまれております。

その大崎地区において、くじゃく園やキャンプ場などの公園管理とくじゃく荘の宿泊施設並びにしおさいの湯の温泉施設の3事業を指定管理者として一般社団法人川棚町観光協会に運営をお願いしています。

しかし、観光施設事業特別会計決算を見ると、まちの一般会計から毎年7,000万円以上を繰り入れており、事業費が財政上大きな負担となっています。

そのうち、公園管理費はそれ相応の事業費なのかなと思っております。また、しおさいの湯の建設に係る公債費も毎年約1,700万円支出しており、これも負担とはいえませんが、これは令和6年度までの償還となっておりもうすぐ終わることで、それは据え置いといて、しかし、宿泊施設と温泉施設は、これからも施設管理に多くの費用がかかることが予想されており、収益改善が一番の課題であります。この2施設に限っては、費用対効果の面からも再検討が必要だと思っております。

そこで、先日、川棚町観光施設運営あり方検討委員会から今後の運営についての答申がありました。

今後は、その答申を受けて、まちの今後の方針が決定されていくものと思いますが、どのような取組をしていくのか次の2点について尋ねます。

①、条例では、観光施設の設置目的は、第一番目に町民のためにと謳っております。答申では、今後の運営を検討するにあたっては条例等の整理も必要とあり、その過程で町民へのアンケートも必要と思われませんが、どのように考えておられますか。

②、あり方検討委員会の答申では、民間力の活用を推進するように求めているようですが、どのように受けとめておられるのかお尋ねします。

2問目は、「私たちのふるさと100選」、これは私の仮称でございますが、「私たちのふるさと100選」について教育長に尋ねます。

町内には文化財が多数あり、史跡や遺跡が51か所登録されています。そして、全部ではありませんが、31か所に案内板や標柱が設置されています。また、町内各地には戦時遺構があり、5か所が登録されています。

しかし、片島魚雷発射試験場跡地には、多くの町民や観光客が来られていますが、まだまだ町民に知られていないところが多いと思っております。

そこで、史跡ではないが、民話などの舞台や地域で大切にされたり、言い伝えがあるものを発掘し、そういう場所を加えて100か所を選定し、案内板などを設置して町民に広く周知してはどうでしょうか。

選定するにあたっては、町民から募集することで町民の郷土愛も深まるのではないかと思います。公募してはどうでしょうか。

また、この100か所を題材に、「町民かるた」や「町民検定」などにも活用していけるのではないかと思います。現存する案内板の点検も含めて設置を検討できないかお尋ねいたします。以上、よろしく申し上げます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** まず1問目の「観光事業について」のご質問にお答えいたします。

①につきましては、川棚町観光施設運営あり方検討委員会から、令和4年9月29日に「川棚町観光施設運営のあり方に関する答申書」の提出がなされ、答申書の内容の精査及び今後の大崎半島内観光施設の運営について検討するため「川棚町観光施設運営検討会議」を庁舎内に設置し、協議を開始したところであります。

第1回目の検討会議（10月27日）では、答申内容を精査した上で、委員からは、民間活力を活用する方策及び売却等の発言もあり、近隣市町の状況について調査するよう発言があり、現在、事務局で調査中との報告を受けております。

現段階では、委員会開催中ではありますが、方向性が決定し、その過程において条例の整備が必要と判断されれば、町民アンケートについても選択肢の

1つとして検討したいと考えております。

②につきましては、答申書によりますと、抜粋ではございますが、「それぞれの施設が持つ用途や管理の方向性等の特性を見極めた上で「収益施設」と「管理施設」に分類することも考えられ、それにより各施設の管理運営に特化した民間事業者へ委ねることが可能となり、各施設の持つ特性を最大限生かすことが可能となると考えられます。その場合、これまでの指定管理方式に一定程度の事業者への自由裁量による施設運営を委ねることができる「コンセッション方式」での公募や、その全てを事業者へ委ね、完全な民間運営方式として「PFI方式」での公募などが考えられるが、町としての施設の管理の方向性や観光振興政策との整合性を図れるかなどの課題もあり、様々な管理運営の委託手法を検討する必要があると考えられます。」との内容が盛り込まれております。

現時点におきましては、今後の観光施設の管理運営に対しての方針、方向性は決定していない状況であります。答申書にある民間力の活用については、選択肢の1つとして強く受け止め検討したいと考えているところでございます。以上、1問目の答弁といたします。

議 長 教育長。

教 育 長 2点目の「私たちのふるさと100選（仮称）」についてのご質問にお答えをいたします。

教育委員会の資料では、町内には史跡や遺跡、戦時遺構などの案内板を21基、標柱26基を設置しております。また、町で設置したものではありませんが、平戸街道川棚往還の道標案内板22基が設置してあります。

これらの現存する案内板や標柱について点検を行っていますが、金属製のものは最も新しいものでも設置から16年経過しており、看板の支柱やフレームが腐食して劣化が進んでおります。今後順次、取替えや補修をしていく必要もあります。

福田議員からは「民話などの舞台や地域で大切にされたり、言い伝えがあるものを発掘し、そういう場所を加えて100か所を選定し、案内板などを設置して町民に広く周知してはどうか」とのご質問ですが、今後、現存する案内板の維持補修に加え、新たな案内板を70から80か所ほど設置することになりますと、多額の費用を要することになります。また、仮に設置した

場合でも、歳月を重ねたときの案内板の維持管理に係る労力や費用の負担が大きくなることを踏まえると、設置する考えはありません。

なお、ご質問の後段には、町の歴史を題材とした「町民かるた」や「町民検定」に関しての提言がありますが、このうち「郷土かるた」につきましても、全国的にもその例が多数あり、身近な地域の代表的な自然、歴史、産業、文化などを「かるた」にして、子どもたちが大好きなかるた遊びで郷土の特性を楽しく学び、より地元で愛着を持ってもらうために制作されているようであり、先例地では、読み札の読み句や絵札の挿絵を地域の方々の募集や協力により作成して、地域に親しまれるように工夫されています。また、「町民検定」につきましても、同様に郷土学習の一助となるものであると考えているところです。

仮に「町民かるた」や「町民検定」を取り組む場合、川棚町史談会をはじめ、文化団体等の地域の方々の協力が不可欠であると考えているところであり、まずは、これらの団体の皆様と意見交換を行いたいと考えているところです。以上、私からの答弁といたします。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 観光事業についてですが、10月27日に役場内の検討委員会が第1回を開かれたということですが、その体制というのはどういうふうな方でされているのかお聞きします。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。質問にお答えをいたします。委員につきましては、私副町長を会長といたしまして、副会長が総務課長、それから委員に企画財政課長、産業振興課長、企画財政課財政管財係長、企画財政課企画振興係長、庶務に産業振興課商工観光係長を充てて会議としております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今の大崎公園等の指定管理者の契約期間がありますが、その契約期間までに返事を出す、返事というのは結論を出さなければならないと思いますが、その庁舎内の検討をされたあと、町内の有識者といいますか、これまでよく意見を聞かれておる町民の方々も入ったそういうふうな更なる検討委員会とかいうのは開いていかれるのか。それとも庁舎内で検討は終わられるのか。どういうふうな方針なんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。福田議員の質問にお答えいたします。今答申のあったあとに、更に町民を交えての検討をされるのかどうかという質問でございますけれども、そこについては今のところ考えておりません。答申書につきましては、これまで有識者内で検討をされて答申をいただいておりますので、まずはそこをやはり検討していきたいと思っております。それと、指定管理につきましてですが、今回の指定管理が終わります前に、ある程度方向性を持っていかないと、次の指定管理に支障を来す恐れがありますので、せめて早ければ今年度中、遅くとも来年の6月ぐらいまでにはある程度の方向性ができるよう進めていっていただきたいと思っております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 すぐに町民の方を交えてというつもりで言ったわけじゃなくて、庁内で検討されたあと、それを基に町民の方の意見を聞くということでお聞きしたわけですが、先ほど民間有識者というふうな方からの答申だったといいますが、あり方検討委員会あくまでも検討委員会であって、町外又はそういうふうな本当の九州内のそういうふうな観光に携わっている方とか、そういった4名だったですかね、5名ですか、そういう方の本当の一般的な観光施設のあり方についての答申だったかと思えます。やっぱり町民が大崎等の観光施設のあり方をどう考えを持っているのかということをやっぴりもう一度庁内だけではなく、そのあともう一度町内の方々にもお話を聞く機会を設けてもいいんじゃないかなと思えますがどんなでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。福田議員からの通告にあったとおり、そういう方向性がある程度決定していった時に、町民アンケート等が必要であれば選択肢の1つとして検討したいということで答弁しているところでございます。更にそういう町民の方を交えた意見交換等が必要と思われるようであれば、そこは開催していきたいと考えているところでございます。

議 長 補足ですか。はい。副町長。

副 町 長 先ほどから川棚町観光施設運営検討会議のことが出ておりますので、その立場で若干補足をさせていただきますが、検討会議といたしま

しては、川棚町観光施設運営あり方検討委員会の答申に示されました判断、結果につきまして、町としましてもその結果に沿った形で対応を推し進めていくべきであるとの考えで一致をしているところです。結果、競争力のある観光マーケティングの実現が可能であると判断しているところであります。また、先ほど町長の答弁にもありましたが、売却も選択肢の1つとして考えるべきとの考えが検討会議としての認識でもあります。いずれにしましても、現在のような一般会計からの繰出しができるだけ解消できるよう、そのことを主眼に置いたものとなります。

なお、今回の検討会議に向けまして、他市町の民間への管理運営委託や売却の実例及び売却する場合の登記関係や法令上の課題、そういうものについて担当において調査を進めているところであります。以上です。

議 _____ **長** 福田議員。

1 番 福 田 観光事業のあり方検討委員会からの答申については、私の思っている方向と今後の進め方が一致しているようなので、これで質問を終わります。

では、2問目についてです。まず川棚町の文化財等についてですが、第5次総合計画基本計画の中のまちづくりの主な課題、その中の「地域資源を活かしたにぎわいづくりが求められています」という記述の中に、「川棚町は、美しい自然に恵まれ、歴史や伝統も豊かに息づいています。しかし、このような魅力的な資源がありながら、それらを最大限に活用できておらず、歴史・文化的遺産については住民自身の認知度が低いという現状もあります。」と書いてあります。そういう記述がありながら、その後の10年間どうだったのかということで、第6次総合計画が策定されたわけですが、その第6次総合計画前期計画の中にも、読み上げますと、抜粋して読みます。

「文化財については、本町の多彩な文化遺産を地域資源として誇れるものとしていくため、文化財を再認識し、保存、継承していくとともに、生涯学習などの機会を捉えて有効に活用していくことが重要です。」で、主な取組としては、「文化財を学校や社会教育の教材として有効に活用し、学習の充実に努めます。」とあります。こういう観点からも100か所を選定し、案内板などを設置して広く周知できればと思っただけの質問なんですけど、先ほど費用の面からもできないという教育長のお答えでしたが、必ずしも一遍にやれと

いうふうじゃなくて、できれば徐々にそういうふうなものを増やしていけないかと、といたしますのも、もうすぐ10年ちょっとで町制100周年という大きな節目を迎えます。それに向かって少しずつ増やして行って、その100周年の時にそういう100か所が選定できていればと思うわけです。そういうふうな長期的な考えで何か取組を少しでも進める気はないでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 まずは先ほど申しましたとおり、多額の費用を要することですので、今取りかかれるものとしては古いもの、修復が必要なものに関しての修理を進めていくということから始めれば、少しずつは前に進むかなと思っております。まずはそこからではないかなと思っております。以上です。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 私の今日の質問からちょっとずれますが、先ほどから教育長がおっしゃられている現在ある案内板とか、そういったものの点検をされて、修復からされていくというお話ですが、今回の質問に当たってちょっと見て回りました。私、近所に数石のタブノキという大きな木があるんですが、名指しじゃ悪いんですが、そこはもう民有地ですので、なかなか入れない、なかなか近くに寄れないかなと思うんですが、ちょっと周りから見ると、庭先を通っていたんですが増築されたのか行く道もないみたいですし、もうやぶに囲まれていて、その中に標柱があるみたいですが読めないし、で、そういうふうなものもやっぱり別のところから遠くからでも見れるようなことで標柱とかがあるのは点検してやっていただきたいと思いますので、そこはよろしく願いしたいと思います。で、こういう標柱とか案内板とかっていうのは、どういう基準で設置されているのかを教育委員会でちょっとお聞きしたら、そういう要綱はないということでしたが、それは必要ないんでしょうか。他所でもそうなんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。ただいまの質問にお答えいたします。具体的にどういう選定で看板を建設されたものか、あるいは要綱などについても現状そうした設置の基準とか、こういったところを定めたものは町の教育委員会として

今現在ない状態ですので、今後他市町の近隣を中心にですね、確認しながらそういった案内板、標柱、こういったものをどういうふうな基準で設置しているのかということについて、ちょっと他市町の例を見て進めていきたいというふうに思います。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 新しい案内板、標柱でもいいんですが、そういったのを100個といわずですね、取りあえず必要といいますか、皆さんに周知したらどうかと思うようなのをいくつかでも教育委員会で選定してもらえればと思うんですが、私の以前の一般質問でも言ったんですが、「だいちゃんとうみ」という川棚町を舞台にした絵本がありますよね。その舞台にそういう挿絵がそのまま残っているような場所があるので、そこに立ててはどうかというふうなことをその時は1か所言ったんですが、今回挙げるのは100選のうちいくつかとして川棚町に民話として虚空蔵菩薩とか、五反田の河童の恩返しですか、そういったところが、場所を特定できるようなところがいくつかあるのではないかと。ちょっと言ってみますと虚空蔵菩薩でいえば虚空蔵があって、平島があって、そのお地蔵さんを往復させるときに途中でお休みしたというところが石木にも言い伝えがあって、そこでは粗相をしてはいけないと、大事にしている場所なんだというふうな言い伝えを聞いたことがあります。そういった場所はやっぱり掘り起こしていけば子どもたちにも昔の民話というのが、目の前の現実として少し想像もできてくるのではないかと思いますので、そういったのだけでもいくつかですね、先ほど史談会とか文化協会の方々と協議されるならですね、そういうことも含めてちょっと検討できないかお聞きします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。今、具体的な例がありましたけれども、喜々津健寿先生の「川棚の今昔」、それから「川棚歴史散歩」でしたかね、3部くらい出ております。こういった中にもいわゆる言い伝え、民話などが数多く記載をされておまして、こういったものを含め、また、他の郷土歴史家の方がいろいろな著作されているものがありますけれども、こういったものを踏まえて川棚の郷土史などに収録をされておりますので、こういったものを含めて、史談会の皆さんと意見交換を行うときにご意見を聞い

てみたりしていきたいと思っております。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今日事前にお配りしております資料の右下のほうにQRコードを載せております。これは現在の川棚町のホームページで文化財のページに移行するリンク先をQRコードにしてみたものなのですが、こういうふうなQRコード、まあ今いろんなところで、テレビの中とか雑誌とか、いろんなチラシの中でもこのQRコード出ております。こういったQRコードをこの案内板とか標柱とかに入れてもらえれば、もっと詳しい内容がその場でわかるわけですね。そういったものを今度点検で新しくされたりする場合には付けられてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 貴重なご意見をありがとうございます。私も全然知らないことがたくさんあり、これからこういう資料を検討して、たくさん取り組みたいと思っています。ありがとうございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 いろんなことを一遍にやると大変な事務量も増えてくるかと思いますが、文化協会とか史談会の方たちにもお願い、協力をされてご意見を聞きながら、町のホームページを拡充していかればいいのかと思いますのでよろしくお願いします。

では最後ですが、先ほどから設置等にはいろんな財源が必要だということですが、これも町民の方又はふるさと納税とかで寄附を募るということでやっていければどうかなと思うんですが、これも財源として明記しないとなかなかそちらにほかの用途から、用途といいますか、お任せにしてもですね、なかなかできないので、具体的にそういうふうな名前を寄附項目に挙げて、寄附金を集めて財源を確保していくというふうなことをされたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 今のご意見の寄附金に関しましても、まずは教育委員会で検討し、関係方々との話し合いをもって進めていけたら、実施したいと思っております。ありがとうございます。

1 番 福 田 終わります。

(1 0 : 4 5)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 4 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、山口隆議員。

6 番 山 口 おはようございます。通告番号2番、山口でございますが、新型コロナウイルス感染症の学校教育への影響について、通告文にしたがって教育長に質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症が発生して約3年になるが、その間、学校では一斉休校や学級閉鎖、学年閉鎖、行事の中止、縮小、延期を始め多くの影響が出ております。

先日、文部科学省及び県教育委員会の2021年度の調査結果として、小中の不登校が過去最多と公表されました。

文科省では、不登校の背景に新型コロナウイルスの影響がうかがえると分析しております。

「運動会や遠足などの学校活動が制限され、登校意欲が下がったとの見方や、休校による生活のリズムが戻らない事例の報告がなされている」との説明がっております。

本町でも、新型コロナウイルスによる学校教育への影響があると思われるが、その実情と対応について以下の点について尋ねます。

① 本町における不登校の実態、およびそのうち新型コロナウイルスに起因する不登校の実態はどうなっているか。

② 不登校への対応はどうしているか。また、対応により不登校が改善されているか。

③ いじめ、反社会的行動の発生事例は。また、そのうち新型コロナウイルスに起因すると考えられる事例は。

④ 新型コロナ禍の中での学校行事は、どのように対応しているか。

⑤ 新型コロナ禍の中で、社会活動を維持していくためウィズコロナ、アフターコロナの取組が言われているが、学校教育としてどのように取り組む

か。以上、5点について質問をいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 山口議員の質問にお答えいたします。

山口議員から5項目のご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず、①の「本町における不登校の実態、およびそのうち新型コロナウイルスに起因する不登校の実態はどうなっているか」とのご質問ですが、議員の質問の中に「先日、文部科学省及び県教育委員会の調査結果として、小中の不登校者が過去最多と公表された」とありますので、この調査に係る令和3年度間に30日以上登校しなかった不登校者としての児童生徒数を申し上げますと、小中学校の合計で32人となっております。このうち新型コロナウイルスに起因する不登校者は1人となっております。家族の中に持病を抱える方がおり、学校への登校で家庭内への持込み感染を心配された事案でありました。

次に、②の「不登校への対応はどうしているのか。また、対応により不登校が改善されているのか」とのご質問にお答えいたします。

まず、不登校への対応につきまして、各学校では、不登校となっている児童生徒に対し、担任を中心に家庭訪問や定期的な連絡等での保護者・本人との途切れることのない連絡体制を構築するとともに、保護者とは情報の共有や支援・指導方法等の確認を密にしているところです。

また、学校内では管理職、担任を中心に全職員での情報共有や連携の在り方の確認、不登校ケース会議を定期的にするすることで、児童生徒の個別の支援・指導方法等の確認を行っているところであり、このケース会議には必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや他の関係機関に参加していただき、情報交換等を行いながら個別の支援・指導方針につなげているところであり、登校に向けて改善傾向が見られる場合、保健室や別室での登校や学校行事の参加等から始め、徐々に教室での学校生活を送ることができるよう支援を行っております。

不登校の改善状況につきまして、各学校ではそれぞれ細やかな対応を行っており、登校日数が徐々に増えている児童生徒が見られるものの、完全に不登校状態が解消された児童生徒は3人ほどであり、全体的にはまだまだ継続

した支援が必要となっております。

次に、③の「いじめ、反社会的行動の発生事例、そのうち新型コロナウイルスに起因すると考えられる事例は」とのご質問ですが、各学校に現状を確認したところ、今年度は「冷やかしやからかい、悪口、嫌なことを言う、ぶつかり、蹴る」などの事案8件が確認されており、反社会的な行動や新型コロナウイルス感染症を主因とするいじめではないと確認しているところであり、現在はいずれの事案も、指導後に解消し、又は経過観察中との報告を受けております。

なお、児童生徒への日常での生活指導にあたっては、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の理解や習得と、差別や偏見など人権視点での指導にも努めているところです。

次に、④の「新型コロナ禍の中での学校行事は、どのように対応しているのか」とのご質問ですが、各学校ともに学習進度と新型コロナウイルス感染予防の観点から、児童や生徒の負担が増えないように、各種行事の精選や実施方法の変更、実施時期をずらすなどの工夫を行っております。

具体例として、入学式や卒業式については、会場となる体育館のスペースを考慮した上で、参加する児童生徒、保護者・来賓を判断し、座席の間隔を広げ、換気を行いながら式の実施時間を短縮して実施したところです。全校での朝会や集会等については、感染ステージが高い時期は各教室においてオンラインで開催し、感染ステージが低い場合でも可能な限り間隔をとり、換気を行いながら実施しています。運動会や体育大会については、プログラムを厳選し、また、屋外での熱中症対策も踏まえ午前中までの半日開催としたところです。修学旅行については、児童生徒の発熱等体調不良やその他緊急時に備え、お迎えの利便性を考慮して県内や九州内で実施しているところです。また、中学校の合唱コンクールは、町の公会堂において学年ごとに分散して実施し、保護者は子どもが所属する学年の部のみを参観するように対応しております。その他、中学校の部活動については、地域での感染状況を踏まえ、感染拡大の可能性が高い場合、活動及び他校との交流試合等を停止するなどの対応をしているところです。

次に、⑤の「新型コロナ禍の中で、社会活動を維持していくためにウィズコロナ、アフターコロナの取組が言われているが、学校教育として、どのよ

うに取り組む考えか」とのご質問ですが、新型コロナウイルス感染症については、この先も長期的な対応が必要になると見込まれているところであり、このような中でも持続的に児童生徒等の教育活動を確保するために、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるものと考えております。

そこで、各学校では、基本的にはこれまでと同様に、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」「学校の新しい生活様式」に沿って対応していくところであり、基本的な生活習慣として手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「密閉、密集、密接」の3つの密を可能な限り避け、身体的距離を確保するといった感染症対策に努めていきます。

なお、マスクの着用については、屋内や身体的距離が十分とれないとき、マスクを着用するよう指導しておりますが、屋外や教育活動の態様、児童生徒等の様子などを踏まえ、十分な身体的距離が確保できる場合、気温・湿度が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すことを指導しております。

また、児童生徒への新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の理解や習得、差別や偏見など、人権視点での指導にも努めていきます。

児童生徒の学習活動におきましては、学びを止めないことを最優先に考え、日頃から一人一台のタブレット端末の有効活用に努め、学校行事等につきましては、④のご質問でもお答えしましたとおり、学習進捗と感染予防の観点から、児童や生徒の負担が増えないよう行事の精選や実施方法の変更など、その時々において工夫して、できる学び、できる行事、できる活動は感染対策をしっかりと行いながら取り組んでいく考えであります。以上、私からの答弁といたします。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 新型コロナによる不登校は1、2名と、それ以外は32名ということなのですが、新型コロナは、実際に令和2年3月からの一斉休校から一応始まっていると思います。そういった観点から、不登校者というのは本町の場合にですね、文科省とか県の教育委員会が公表したように増加傾向にあるのか、それともさして増加していないのか、この点をお尋ねしたい

と。

議 長 教育長。

教 育 長 数はそれほど増えておりません。ただし、パーセンテージが上がっております。それはどうしてかということ、児童生徒数が減少傾向にありまして、不登校生徒数はパーセンテージで言うと0.1パーセントか0.2パーセント、私の計算上では増えていくのが現状であります。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 文科省の不登校の定義はいろいろな理由がありますが、日数だけからいけば30日以上と。じゃあ、本町の場合に30日以上というのは非常にこういう言い方は乱暴なんですけども、週に1日休んでいけば、これは年間で30日超すわけです。そうすれば週に1日というのは、さしたる欠席数じゃないかなと判断される可能性がある。ところが、逆にその30日というのが1か月に15日も30日も休めばこれは大変だという感覚になるんですが、そこら辺を川棚町の傾向というのは断続的なのか、それとも連続的に休んでいる子が多いのか、その点はどうでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。令和3年度の結果でございますけれども、不登校者32名ということで申し上げましたが、90日以上欠席しているという児童生徒が15名となっております。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 はい。長欠が15名ということなんですが、こういった生徒が欠席をしたときに、どのような過ごし方をしているのか。これは把握されているのかですね。そして、学校との連絡はどのようにしているのか。また、もし不登校の生徒が家庭で過ごしているのであれば、誰がその子どもたちの面倒を見ているのか。そういった点の調査はないのかどうかお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 そこまで各学校に問合せはしておりませんが、私の経験から言うと、普通、家庭で外に出ることはありませんので、家庭で過ごすことが非常に多かったと思います。で、家で過ごす場合は、両親がどちらかがおられればいいんですけども、どちらとも働きに出られている場合は、一人

で過ごす又は兄弟で過ごすということが常だったと思います。川棚町の場合、私はまだ把握はしておりません。すみません。これから調べていきます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 この長期の欠席からですね、家庭で過ごす、そういうことがだんだんだんだんですね、社会的な関わりとかそういうのがなくなってですね、それがだんだん引きこもり、いわゆるそういう現象になっていく可能性があるんですけども、本町の場合にそういうふうな例が見られないのかどうか、その点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。私からお答えいたします。先般、先ほど山口議員のほうからありましたように、やはり引きこもりのような事例も見られる状況でありまして、こうした児童生徒につきましては、スクールソーシャルワーカーが介入しまして、他の機関にもですね、いろんな児童相談所とか、医療機関の受診とか、こういったものを勧めて、やはり健康状態などの確認なども含めて対応をしているような状況でございます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 ②になりますけども、不登校によって一番懸念されるのはですね、いわゆる休むことによって学習が遅れてくる。そしてその結果、学校嫌いになって、いよいよ不登校の実態が拡大していく事例があるわけですけども、本町の場合に、不登校によって学習が遅れている生徒、こういったことにはどのように対応されているのかお尋ねしたいと。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 学校ではプリントを配っておりますが、不登校生徒にはなかなか学校には来ませんので、その場で渡すことができません。それで担任が家庭に届けて、そのプリント学習をまた提出していただいて確認をするという方法と、パソコンを一人一台持っておりますので、それが活用できる場所があればそれを活用して学習しているというふうに聞いておりますが、それも個人によって差がありますので、全員がそれができているとは限りません。プリント学習については、かなり全員ができていないかと思っています。学校に来ている生徒と同等の学習ができはしませんので、学習の

内容を担任が今週はこのようにここからここまでしましたということをお知らせして家庭学習をしてもらう以外には方法はありません。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 特にそのプリントとか何とか、これは担任の先生方が家庭訪問その他で渡していると思うんですけども、その回収とか、どの程度到達しているか、そういった点はチェックはされているのかどうか。いわゆる単にプリント渡してこれしなさいと、それを回収しましたよと、それとかオンライン学習ですか、いわゆるタブレットのですね、そういうのもこれをやりなさいという形だけで進んでいるのか、それともそのあとですね、どういうふうな理解度があるのか、そういった点はチェックをされているのか、その点をお尋ねしたい。

議 長 教育長。

教 育 長 プリントにおいては、回収したプリントで確認はできますが、どの程度しているかどうかは担任が確認して、また次のアドバイスをするというふうなサイクルでできております。しかし、タブレットにつきましては、できる家庭とできない家庭、環境がない家庭もありますので、そこがちょっと難しいところで、私も一度その授業に参加したことがあります。コロナでたまたま出席停止になった児童に担任の先生がそのまま机の上にタブレットを置いて、黒板と担任の先生が見えるように撮影をしながらリモートで授業をしているところを見学したことがあります。そのようなことができる家庭とできない家庭があるということは事実です。しっかりしてサポート体制が整っているところはできるとは思いますが、不登校に関してなかなか把握ができていないところです。タブレットに関してはそうです。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 補足させていただきます。ただいま教育長のほうでは、環境がない家庭でなかなかタブレットを活用したりリモートの確認が難しいというような話でしたけれども、今、町のほうで主に準要保護世帯等に貸出しをする予定で確保しております通信機器については、予備的なものが現在ありますので、こういったリモートで家庭で学習ができるような状況であれば、貸出しを進めていくことでは学校のほうには伝えております。そうした足が向かない、家庭にいるような児童生徒の場合は、可能な限り貸出し対応ができ

るように進めていくことですね、学校のほうには連絡をしているところがございます。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 このタブレットを使ってオンライン学習云々ということなんですけども、これについては要不要家庭とか、そういったところの整備はするということじゃなかったのか。希望があればするんですか。逆にいわゆるせっかくのオンライン学習のそういう機器の整備ができた。じゃあそれがいろんな家庭の事情で使える環境にないと、経済的な理由その他あると思うんですけども。そういったところについては、当然これはいわゆる教育行政の中で使えるようにしていくというのが務めじゃないかと思うんですが、希望者だけなんですか。これはちょっとおかしいなと思うんですけど。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。国からの助成を受けて整備しましたのは、そういった就学支援を受ける世帯についてですね、そうした環境がない場合に対応するようにそういった通信機器を町のほうで準備して、それを貸し出すということで整備したところではございますけれども、そういった就学支援を受ける世帯でもですね、通信環境が整っているというような世帯もありますので、こうしたもので予備が生じているというような状況でございます。そこで、そういった就学支援の対応に該当するような世帯でなくてもですね、そうした予備が生じておりますので、このようなことで自宅でリモートでする必要が生じるような場合には、貸出しが行えるという状態でございます。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 今のは、何となく希望があればしますよと、不登校の生徒。ところが希望がなければしないよじゃなくて、本来であればこれは全員に一応タブレット持たせてるわけですよ。そしたら当然オンライン学習の可能性があると。特にこういうふうなコロナ禍の中で、まあ最近はウィズコロナとかアフターコロナの中で一斉休校その他はもうまずないだろうと私も判断しておりますが、そういったことを踏まえれば、オンライン学習その他、こういう方向でしますよと出した以上は、やっぱり全家庭でオンラインの学習はできる環境は整えていくという、そして自分のところで経済的理由その他

できないところは、当然教育行政の中で当然やっていくべきじゃないかと思えますけども、なんか今の回答を聞きましたらですね、希望者にはルーターその他貸し出しますよと、通信機器貸し出しますよと。希望しなければ家では全くその環境ができないような形で推移するんじゃないかと思えますけども、そういった点はどのように考えておられるのか。これはきちんと調査をやって、全家庭でいわゆるオンライン学習ができるような環境整備を整えるというのは、タブレットを導入した経緯からいけば当然教育行政として必要じゃないかと思えますけども、その点はどうか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。先ほど私が通信機器の貸出しのことを申し上げたのは、不登校の児童生徒が家庭内で家庭学習を行う際にどうしても環境がない場合に貸し出すことができるというようなお話をしたところでございまして、全体的なやはり通信環境については、やはりご家庭にお願いをして、可能な限りそういった通信環境を整えていただくよう、各学校からはお願いをしているというような状況ではございます。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 ちょっとくどいようですが、現在、各家庭オンライン学習ができる環境にあるかどうか、それは全部調査されていますか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 お答えします。令和4年度は現状そこまでの確認は行っておりません。できておりません。令和2年度では確認はしたところ、2割くらいの方がいわゆる通信環境がなかったというような状況はあったところがございます。

議 _____ **長** 山口議員。

6 番 山 口 その20パーセントはどのように対応されたんですか。

議 _____ **長** 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えします。まだ令和2年度は9月だったと思えます。タブレットの整備ができて、その後持ち帰りを順次行うというような状況で、各学校も例えば学年とか、学級ごとでとか、持ち帰りをしてそうした試しを順次試行を進めていったところですがけれども、そういった場合には、町のほうで準備しました通信機器と一緒に貸し出して、そうした取組を少し

ずつ準備を進めたという状況でございましたので、その時点ではまだ全体的な取組にはなっておりませんでした。そこで試行をするに当たって、その時々で教育委員会から学校のほうに貸出しをしていったというような状況でございます。以上です。

議 **長** 山口議員。

6 番 山 口 不登校というのは一朝一夕では簡単には解決できるものではございませんけども、若干の改善傾向が見られる場合には図書室なり、それから学校行事というものの参加を含めながら、進めながらですね、いわゆる改善に努めていると言われたんですけども、いわゆるその不登校の子どもたちが、少し家から出て何とか行けるようになった子どもたちの居場所づくりというのはつくることは考えておられないのか。例えば、学校の門をくぐるのは大変きついと、それで例えば町の図書館に行ったりとか、そういった子どもがあれば、そういった子どもたちの居場所づくりですね、特に本町では令和元年からコミュニティ・スクールというのが導入されたわけですけども、こういったことを活用して、学校、家庭、地域の連携による居場所づくり等というのは考えておられないのか尋ねたい。

議 **長** 教育長。

教 育 長 今のところ、教室に入れない生徒の居場所は校外には設置しておりません。ただ、学校内において別室登校ということで、学習室、特別支援教室、保健室などに、教室に戻れない、戻ることを前提に少し前の段階として別室登校する生徒は数名確認をしております。今後はそのような場所を考慮に入れて学校と話し合いをしていきたいと考えております。以上です。

議 **長** 山口議員。

6 番 山 口 いわゆる不登校対策の一環として、各地区で現在フリースクールとか、そういったのが実施されているわけですがね、どうしても家を出て現実に学校の校門を見たらそこから進めないという子ども、そういった子どもたちにも何らかの学習する権利を与えるということをですね、そういった場所を是非今後検討していただきたいと思っておりますけどもどうでしょうか。

議 **長** 教育長。

教 育 長 私は長い間、佐世保の学校に勤めておりましたので、佐世保

ではそういう場所が確保されておりました、非常にそこが有益だと思っておりましたので、川棚町でも今後そういう場所をつくっていかねばいけないと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 いじめとか反社会的な行動の件数は少ないということでございますので、特段ここについては割愛させていただいて、コロナ禍の中での学校行事ですね、これについてちょっとお尋ねしたいんですが、特に現在の中学3年生、これがコロナの影響を一番受けた学年じゃないかなと私考えておりますが、いわゆるこの子たちが、いわゆる小学校の卒業式、その前にその年の3月から一斉休校が始まったわけですね。そして全て中学校の生活というのは、いわゆるコロナの中でもう一斉休校が始まり、それから夏休みの縮小、それから行事の縮小等が一番始まった時期だと思っておりますが、現在の中学3年生が無力感とか生活リズム、そういったことからそういったものですね、生徒への影響はなかったのかお尋ねしたいと。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えします。具体的に3年生の状況はどうかというようにご質問ですけれども、ちょっとそこまで私のほうでは、現状、学校の状況は把握していない状況でございます。教育長もまだ就任されて間もないところでですね、そういったところが十分把握はできておりません。申し訳ございません。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 できれば何らかの形でですね、在学3年間ですね、一番最も影響を受けたのが中学3年生だろうと考えております。そういった点の把握とですね、もし何らかの形で子どもたちのそういった部分、気持ち的な上でのフォローアップができればと思っておりますので、そういったことを含めて是非調査をしていただきたいと。それからですね、恐らくコロナの中で、先ほど教育長の答えにもありましたように、入学式、卒業式、それから行事の精選、そういったものの時間の短縮等、自粛されてきたと。そういった中で、行事の規模縮小など延期その他で保護者の中からですね、こういう行事に参加させたいと、出席させてほしいとか、それでできればこういう形での行事をお願いしたいとか、そういうふうな要望は全くなかったのかどうか。

そしてもし要望があったのであればですね、そういった点にはどのように学校側が配慮していったのか、その点についてお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 私が着任したのが10月1日付けでしたので、ちょうどその前に小学校の運動会が9月の終わり頃ありました。それで、そのときが午前中で終わって、校長会がそのあとありましたので、校長に聞いてみました。保護者はどう考えておられますかということで確認したところ、保護者も大体ご理解されている方がほとんどで、反対意見はなかったということでした。午前中の開催で結構だという意見が非常に多かったということをお聞きします。それは中学校においても同じです。反対の意見、どうしても一日開催してくださいとか、いろいろなそういう要望はまだ私の耳には入っていません。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 まあちょっとこう今後はコロナに関しての感覚がちょっと違ってくるとお思いますので、その要望はないと思いますけども、できれば、特に小学校の低学年あたりになれば、子どもの学校の様子その他というのはどうしても見たいと、そういう保護者が多いんじゃないかと、そういった点考えながらですね、コロナの対策を十分やりながら、今後は可能な限り保護者その他が学校に来て子どもの成長の様子を見れるような、そういうような機会を設けていくような考えはないかどうか、ちょっとお尋ねしたいと。

議 長 教育長。

教 育 長 コロナの感染状況が今また増加している現状でもありますので、慎重に対応しながら、意見は意見として聞いて、感染対策を十分行いながら、できるところは拡大していきたいと思っております。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 ウィズコロナもしくはアフターコロナの関連についてちょっとお尋ねしたいんですが、この前、文部科学省のほうから給食時の黙食については適切なコロナ感染対策をとることによって緩和しなさいという通知が来ていると思いますけども、本町ではこれについてどのように取り組む考えかお尋ねしたいと。

議 長 教育次長。

教育次長 はい。お答えいたします。先日校長会がございまして、今、山口議員からありました黙食の関係の文科省の記者会見、こういったものを踏まえたところで、黙食は今後どうしますかというふうな話をして確認をしたところ、各学校でも、これまでもですね、以前は小学校では特に机を向かい合わせて食べるなどのことで会話を行っていて、給食時間を過ごすというような状況でございましたけれども、コロナ以降についてはやはり飛沫の影響を受けないようにということで、いわゆるスクール形式で、みんな前を向いて、そして静かに食べるというようなことで、特に会話をしないようにというような指導はしてこなかったというところであるようです。そこで今後につきましても、やはりその時々々の感染状況を踏まえながら、スクール形式でのやはり全員前を向くという机の配置は変わらないような状況ではありますけれども、やはり特に話をしながら給食を食べることについては、特にいろんな制限を設ける必要もないというようなことで、黙食という静かに文字のごとくというような対応ではなくて、それでも今後これまで同様な形では対応していきたいというようなことで、各学校からの校長先生のお話ではございました。以上です。

議長 山口議員。

6番山口 最後になりますが、本町では令和元年からコミュニティ・スクールが導入されております。そして、このウィズコロナとかアフターコロナの取組を考えたときには、どうしても学校だけではいろんなことできないと。そうすれば、学校、家庭、地域の連携が特に必要だろうと考えております。そういったときに、このコミュニティ・スクールというのは、どのように活用して、今後のウィズコロナもしくはアフターコロナの取組を考えていくか、その点をお尋ねしたい。

議長 教育長。

教育長 コミュニティ・スクールが発足して話合いが進めるところで感染症が拡大したということで、今、その話合いが中断している状況ですので、もう少し様子を見て、ウィズコロナということでもうまく対応できるのであればこれを進めて、地域の皆様のご協力をいただきながら学校運営に協力して取り組みたいと考えております。私がまだ引継ぎを受けたばかりで、今、話合いが中断しているというところでしたので、これから情報を集めて

進めていきたいと思っております。以上です。

6 番 山 口 はい。以上で終わります。

(1 1 : 4 4)

議 _____ 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 4 4)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 _____ 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ 長 次に、堀田一徳議員。

1 3 番 堀 田 こんにちは。議席番号 1 3 番、堀田一徳です。不登校の対応について、教育長に通告文にしたがって質問をいたします。

不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 3 0 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものとなっています。

新聞によると、令和 3 年度の県教委の調査では、公立小中高校で不登校の児童生徒は前年度から 2 2 . 2 パーセント増え 2 , 7 8 4 人、小学生は全児童の 1 . 1 パーセント、中学生は全生徒の 4 . 9 パーセントを占めるとなっております。コロナ流行前から不登校の子どもは、1 0 年前に比べると増加しているようです。本町でも令和 3 年度で 4 2 件の相談があつていいます。急増する不登校の実態に応じた対策を尋ねます。

① 不登校の生徒が同学年の生徒に遅れることなく、高校受験ができるよう配慮されているか。

② 不登校児童生徒が自宅学習、図書館など学校外で勉強を受ける場合での出席扱いは。

③ 不登校児童生徒に多様な体験学習を実施する考えは。

④ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員の増員の考えは。

⑤ 担当する教諭への学校全体での支援体制は。

⑥ 保護者の支援のために気軽に相談できる窓口は設けているか。以上、壇上から質問をいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員の質問にお答えいたします。

堀田議員から6項目のご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

まず、①の「不登校の生徒が同学年の生徒に遅れることなく、高校受験ができるよう配慮されているのか」とのご質問にお答えいたします。

川棚中学校の不登校生徒に対する支援の現状を申し上げますと、不登校生徒に対する対応のため、中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教育支援コーディネーター2名を校務分掌に置き、不登校ケース会議を定期的実施するほか、不登校対策やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員と連携協力を図っており、また、定期的な家庭連絡、家庭訪問、面談などを通じて保護者との緊密な連携に努めております。

また、学習支援においては、教室に入ることができない生徒のため、別室での学習室を支援員との連携により運営しているほか、タブレットを活用したりリモート授業の実施やタブレットでのドリル学習、授業で使用したプリントを行ったりすることで、学習の遅れを少しでも解消できるように対応し、高校受験はできるよう配慮されております。

次に、②の「不登校児童生徒が自宅学習、図書館など学校外で勉強を受ける場合での出席の取扱いは」とのご質問にお答えいたします。

不登校生徒が学校外の施設において指導等を受けている場合、これらの児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、文部科学省の通知において、一定の要件を満たす場合に、当該施設において指導等を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることが可能となっております。

この出席扱いは、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断される場合に認められるものであり、その際、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることが重要となっております。また、民間施設における指導等に関して出席扱いが考慮される場合には、当該民間施設における指導等が適切であるかどうか、学校長と教育委員会が連携して判断することとされています。

現在のところ、これに該当する施設としては、県の教育センターの適応指

導教室、児童相談所での一時預かりとなった際に学習を行った場合のみと考えております。

また、不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けられないような場合でも、文部科学省の通知によって、一定の要件を満たした上で自宅において学校や学校外の公的機関等が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は指導要録上、出席扱いとすることが可能となっております。

この出席扱いは、その自宅での学習活動について、当該児童生徒が自ら登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合に認められるものであります。その際、保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていることや、当該児童生徒に対し、訪問等の対面指導により学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われることを前提としております。

次に、③の「不登校児童生徒に多様な体験活動を実施する考えは」とのご質問にお答えします。

令和3年度の長崎県内の小学校から高等学校の不登校児童生徒数は過去最高となっており、長期間に及ぶ不登校の児童生徒も存在し、将来の社会的自立に向けた効果的な支援が課題となっていることから、県は不登校支援推進事業を市町と連携して積極的に取り組む予定としております。

この支援事業の概要は、不登校となっている児童生徒が文化、スポーツ等の体験を通して人や社会とつながるよさを実感し、学校に再び登校するという結果のみを目標にするのではなく、将来の社会的自立に向かう取組とすることで、人や社会とつながる喜びを実感し、将来の社会的自立に向けた主体的な生き方の選択ができるきっかけを増やすことを目的としております。

私としましても、不登校となっている児童生徒が学校での学習活動や体験活動、友人と触れ合う機会などを十分に得られていないことを踏まえると、多様な体験活動を通して、これらの児童生徒が「できる・やってみたい」と主体的なエネルギーを高め、自己肯定感・自己有用感の醸成につながるのではないかと考えているところであり、県の推進事業への取組を検討しているところです。

次に、④の「スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員の増員の考えは」とのご質問ですが、このご質問を受け、各学校に現状配置に対する充足度を確認してみました。

まず、スクールカウンセラーにつきましては、県の事業で配置していただいております。川棚小学校及び川棚中学校は単独配置としてそれぞれ1名ずつ、おおむね週1回、川棚小学校は1回につき3時間、年間105時間、川棚中学校は1回につき6時間、年間210時間の対応として配置されており、石木小学校及び小串小学校はグループ配置として1名が配置され、両校について均等であれば、それぞれ月2回程度、2週間に1回、1回につき3時間ずつ、合計年間105時間の配置となっております。川棚小学校及び川棚中学校では来年度以降も現状での配置継続を希望されておりますが、石木小学校及び小串小学校では回数を増やしてほしいとの要望がっております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、県の事業として、1日5時間、週3日、年間525時間の対応として町教委事務局に1名が配置されており、本町4小中学校を担当していただいておりますが、関わりをもつていただく児童生徒に対する必要時間が県の配置予算では不足することから、町予算において年間600時間の配置予算を別に確保して対応に当たっており、各学校からは現状での継続配置をお願いしたいとのことであります。

心の教室相談員につきましては、町の単独事業として中学校に1名を配置しており、週4日間、これは午前中のみの勤務です。気楽に気軽に悩み事を相談できるよう配置しておりますが、相談対応ができない事例があるなどの報告はありません。

このように各学校の充足度からは、スクールカウンセラーについて配置増員の要望がありますので、令和5年度の県の配置事業について配置日数の増加を要望することで考えております。

次に、⑤の「教員を支援する学校全体の指導体制は」とのご質問にお答えします。

不登校に対する学校の基本姿勢としましては、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが重要であると考えているところです。

そこで、各学校では悩みや不安等がある職員を生まない、孤立する職員を

生まない、早期の相談・発見、早期の対応、組織的対応が可能となるチーム・組織体としての学校づくりのために、管理職や養護教諭、生活指導主任、生徒指導主事、教育支援コーディネーター等により組織的に対応し、保護者、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等と連携をしているところです。

また、町において配置しているサポートティーチャー、特別支援教育支援員、校務支援員、ICT支援員等の配置により学校全体の教育力の向上にも併せて努めているところです。

最後に、⑥の「保護者の支援のために気軽に相談できる窓口を設けているのか」とのご質問にお答えします。

各学校には、授業や指導方法をはじめ、特別支援教育、部活動、生徒間の人間関係、PTA活動、学級経営、高校入試、不登校についてなど、様々な相談が児童生徒や保護者から数多く寄せられており、これらの相談に対しては、それぞれ丁寧に適切に対応しているところです。

また、教育委員会事務局においても、就学に関する相談は多く寄せられており、特に小学校入学を間近に控える時期には、障がいのある児童の保護者などから特別支援教育に関する相談等が多く寄せられ、適切な対応に努めているところです。

学校への相談は、主には各クラス担任に対して寄せられることが多くありますが、担任へ話しづらいことや健康不安など、相談内容次第では、教頭や養護教諭などが受けることが多いようです。

議員からは、「気軽に相談できる窓口を設けているのか」とのご質問ですが、各学校では、相談窓口として特段設けてはいないものの、保護者との学級懇談会やPTA総会等の機会を捉えて、就学に関しての悩みや相談事は、随時、担任や教頭等に寄せていただくよう話をしており、気軽に相談できる雰囲気・体制づくりを行っております。

また、PTA本部役員にも、保護者の声を拾っていただくようお願いするほか、中学校では個人面談を年に2・3回実施して、保護者の支援に努めております。

教育委員会事務局におきましても、未就学児童の保護者の小学校入学前の不安解消については、保育所やこども園を訪問して、児童の生活の様子を確

認して、園との連携を努めており、保護者からの就学に向けての相談があれば、気軽に相談していただくよう、園から伝えていただくことで取り組んでいるところです。

なお、相談先がわからないといった保護者もあるかと思imasので、各学校の学校便りやホームページ等で相談に関する案内を紹介したいと考えているところです。以上、私からの答弁といたします。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 それでは、項目にしたがって質問をしていきたいと思imas。①ですけど、高校受験を控えた、先ほど山口議員の中の答弁の中で、90日以上小中学校合せて15名ということでありましたけど、そのうち、今、高校受験に該当するような人は何名くらいいらっしゃるんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 お答えいたします。これは令和3年度の状況ではござimasけれども、当時の3年生では2名ということになっております。以上です。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 その2名の方は令和3年度の事案ですので、令和4年度には高校受験をされたと思imasけど、それは高校に進学されたということで理解してよろしいんですか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。そこまで具体的には確認をできておりません。以上です。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 それと不登校が令和3年度で全部で32名という報告でありましたけど、そのうち不登校の原因、いろんな原因があるかと思imas。それは小学生、中学生で違いうだろうと思imasけど、原因が何項目かあるかと思imasね。その原因の調査はされたんでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。この回答につきましては、各学校から回答するようになっておりまして、不登校の要因関係も回答項目として含まれております。まず、一番多いのは本人に係る状況として、無気力、不安、生活リズムの乱れ、こういったものが挙げられているようです。また、家庭に関わる状況と

しては、親子の関わり方、それから家庭の生活環境の急激な変化というような状況も含まれているようです。学校に係る状況としましては、友人関係であるとか、教員との関係性の問題、部活動への不適応、こういったものが要因となっているようでございます。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。わかりました。それと②に移りますけど、これは先ほど教育長が答弁されましたように、今のところはそういった施設あたりは設置しないというふうな話でしたけど、自宅学習の場合で、例えば、先ほど90日以上の方が15名いらっしゃいますけど、自宅学習をしたときはやっぱり90日以上であっても出席扱いとみなすわけですか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 お答えいたします。一定の要件を満たすということは、自宅にいた場合に、例えば、担任教師が家庭訪問をして、そこで勉強を教える。その期間がはっきり把握できた場合には出席扱いになるということです。ただ、自宅で勉強しましたよということではできないということで、誰か指導する者がいたりした場合にはっきり証明ができる場合は可能だとなっております。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。この不登校というのは、全国的にずっと増えているようでございますけど、いろいろ不登校になるためには個人個人の問題があるかと思うんですけど、欠席が増え始めたときの対応とか、あるいは断続的に欠席をされている方とか、あるいはもう欠席がずっと続いているというふうなことでは対応が違うと思うんですけど、そういったことの対応はどうなっていますか。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 まずは人によって、生徒によって変わってくると思いますけども、最初に不登校になった場合は、十分家庭と本人との話合いを持って、その原因となったものを取り除くことが大事だと思っておりますので、それぞれの立場、場合によって対応が変わってくると思います。初期対応が一番大事だと思っておりますので、最初に休むようになったときにすぐ対応するということ。早めに対応して、長引いている場合は継続的な指導をしながら出席を

促すというふうな対応で、それは個々によって対応は変わってくると思います。以上です。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。それでは、③の多様な体験学習を実施する考えはということの質問ですけど、先ほど教育長の答弁の中で、要するに県の取組でスポーツ関係あたりで推進をするような事業があるというふうなことを言われましたけど、やはり不登校になる生徒というのはやっぱり対人関係がなかなか難しい、あるいは集団生活が難しいということだろうと思うんですけど、今、別室登校とか、あるいは保健室登校とかで言われている方々を集めてスポーツ、あるいは体験学習ですので農業体験とか、いろいろな環境のそういったところに出かけていくとか、そういうことも考えられると思うんですけど、そういった不登校、別室登校とかそういった方々が呼びかけに応じて素直に来てくれるかというちょっと疑問があるわけですけど、そういったところは、言うごと担当の先生が行かれるのか、あるいはスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの人も一緒になってそういった場に出かけていくのかですね、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。お答えいたします。これは県のほうで、文化・スポーツふれあいプロジェクト「確かな一歩」不登校支援推進事業という名称で次年度から県のほうで取り組んでいくというようなことで、県のほうから通知があっておりますが、やはり家族以外との関わりを持っていない子どもたちをメインターゲットとして、支援という考え方に視点を置いてあるようでございます。そこで、比較的不登校の度合いが軽い子どもたちを対象として、こういった体験をさせることで、学校への登校だけじゃないですけども、社会的な関わり方、こういったものを養うというようなことで、そして最終的には登校できるようになるというのが一番いいことではあるけれども、こういったつなげることができるような支援のレベルということで考えられているようでございます。町で仮に取り組むとした場合に、どのような対応になるかというのは、具体的にはまだ県の事業を案内を受けているだけでございますので、各学校の別室登校者、こういったものを一堂に参加させる機会になるのかどうか、こういった点は今後取り組むことになりました

ら、学校などと協議をして、実際そういった支援員の方など配置して見守りを行ったり、学習ができる環境づくりもしていただいておりますので、こういった方々をやはりどうこうするというようなことは一つの考え方になっていくのかなとうふうに思いますけれども、現段階では具体的にまだ実施できる状況ではありませんし、そういったことが決まっている状況ではございませんけれども、そういった別室登校者などは、十分に活用できる事業じゃないかなというふうには考えているところです。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。そういったことをですね、予算でも組んで大いに進めていただいて、なるべく本町から不登校をなくすような努力をしていただきたいと思います。

それから④ですけど、先ほどの話ではスクールカウンセラーの方の業務がちょっと多くなってきて、県にそういうふうに要請をしていくというふうな話でしたので、増員はいいかと思えます。ただ、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員、やはりかなりの相談回数があるわけですね。そうするとやっぱり今の人員で対応ができていいのかというのがちょっと疑問にあって、こういう質問をしたわけですけど、やはり心の教室相談員でも令和2年度ですけど、生徒自身でも329回そういう相談があっているわけですね。あるいは保護者からでも11回、あるいは学校の先生からでも15回の相談内容があっているわけですから、かなりやっぱり1人の人の対応とかっていうのではちょっと厳しいのかなって思えます。それで、月2回ですかね、年間105時間というふうな答弁であったと思うんですけど、やはり結構な業務量だと思うんですね。やはり、それは学校の先生たちにも負担がかかるっちなかなって感じがしているわけですね。だから、なるべくそういった方の負担をなくすように、やはり増員あたりは大いに要望してもらって、町の予算のほうも十分確保していただきたいと思えます。

それから⑤ですけど、学校全体での支援体制ということで、今の答弁では十分なあれをされているようでございますけど、この不登校の対応というのは、学校の職員の方々には不登校の対応の手引きみたいなのは全職員あたりに配布するような冊子あたりはあるんですか。

議 長 教育長。

教 育 長 今のところちょっと具体的にどういうものかがちょっと思い浮かばないんですけども、時々通知等あって、こういうふうな対応をしてくれということは見たことがあります。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 やはりそういった手引きあたりがあって、各担任がそういったことを全部十分読んでいただいて、不登校に対応するようなことをしてもらいたいと思うんですね。ただ、そういった手引きというのは多分他所の教育委員会とか、あるいはそのところで多分作成していると思うんですよね。それに準じて本町のそういった支援体制の手引きあたりも作成していただきたいと思います。

それと⑥ですけど、保護者の支援のために気軽に相談する窓口はということで、中には担任に学級懇談会とか、そういった中で担任に皆さんがあまりいなくなったときに個別に相談されているんだろうと思うんですけど、やはりPTAの総会とか、そういった中で皆さんの前で言うのはちょっとやっぱり個別は大変だろうと思うんですね。やっぱり不登校の生徒の家庭に行きますと、やっぱり担任は家庭訪問をされるわけですね。そうすると、子どもの気持ちを考えて家庭訪問をされているのか、あるいは不登校の原因の1つに担任が嫌だから不登校になったという事例もあるわけですね。そうすると、その方たちが家庭訪問をされると、やはりますます学校に行きたくなくなるんじゃないかと思うんですけど、そういったときの対応ってというのはどうされてますか。

議 長 教育長。

教 育 長 私も数々そういう場面を経験しております。担任が原因で不登校になったということ、部活動が原因でなったという場合、様々です。そういった場合は、その原因になった人は当然相談には乗りません。ほかの人が代わりに対応して相談に乗るような体制は、各学校整えております。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 家庭訪問をするときに、ほかの担任以外の方で、要するに担任だけで家庭訪問をされるのか。あるいは先ほど教育長がおっしゃいましたように、担任の不信によってそういったときには違う先生と、あるいは先ほ

どのスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとか、そういう人たちも同行して2名ぐらいで行かれるんですか。

議 長 教育長。

教 育 長 大体複数で行ったほうが話はしやすいと思いますので、話を聞く場合は複数で、漏れがないようにするような体制で各学校しているんじゃないかと思っています。各学校に確認しているわけではございません。

議 長 堀田議員。

1 3 番 堀 田 はい。保護者の方もやっぱり相談、友達とかに、ママ友とか、そういった方に相談できるようなのであればいいんでしょうけど、やはり相談する相手がいなくなると、やはり学校か教育委員会にしか頼るしかないわけですね。そうすると、やっぱりそういった気軽に対応されるような本来なら窓口があったほうがいいんでしょうけど、やっぱりただ単に教育委員会にそのまますみませんと言って来られて、すぐ別室で対応をされると思うんですけど、なかなかその辺は難しいと思うんですね。それで、やはり文書で不登校の家庭はというのもちよっとおかしいでしょうから、そういうことはされないと思うんですけど、やっぱり保護者の方がそういった不登校に限らず、相談内容のいじめとか、あるいは虐待とか、友人間のトラブルとか、そういうこともあるかと思いますが、やはり誠意をもってそういう話を聞くようなことをしていただきたいと思います。ただ、先ほど教育長の話では、学校側も教育委員会のほうも、ちゃんとした対応をとられているということですので、まずはそれ以上にもっと対応をお願いしたいと思います。先ほど山口議員の答弁の中で、ある程度のことは話されましたので、私は以上で一般質問をこれで終わりたいと思います。

(1 3 : 3 9)

議 長 次に、堀池浩議員。

5 番 堀 池 議席番号5番、堀池浩です。通告に沿って質問いたします。

まず1問目が観光協会への指定管理についてです。

大崎半島全体を川棚町観光の中心として、その管理を川棚町観光協会へ指定管理しています。

令和3年12月に川棚町観光施設運営あり方検討委員会が設置され、本年9月末に川棚町観光施設運営あり方に関する答申書が出され、今後、審議・

検討されると思いますが、今までの経過や効果・実績について確認が必要と
思い、以下のことをお尋ねいたします。

- ① 川棚町観光協会への指定管理を行った経緯は。
- ② 協会の従業員の内訳は。そのうち本町住民は。
- ③ 地産地消を図っていると聞きましたが、内訳は。
- ④ しおさいの湯入館者及びくじゃく荘の宿泊者の内訳は。
- ⑤ 他町で行われている収益事業がない観光協会と、本町の収益事業がある観光協会のあり方をどう考えていますか。

次に、2問目の带状疱疹予防ワクチン接種への助成についてです。

带状疱疹は、加齢やストレスなどで免疫力が低下した際に、体の一部に赤い発疹や水ぶくれが帯状に生じ、激しい痛みを伴うもので、特に50歳以降の方で3人に1人が発症する。その予防法としてワクチン接種が有効であると言われてしています。

昨年12月に同じ質問をしましたが「感染症のまん延防止という目的に資するものではなく、行政が制度を設けてまで推進するべきものではない」とのことでしたが、この1年で知人やその家族の方が5名発症され、大変な激痛などに襲われ、治療も大変だったと訴えられました。そこで、以下のことを尋ねます。

- ① 50歳代からの人口構成はどうなっていますか。
- ② 全国では、助成する自治体が出てきていますが、本町で助成する考えはありませんか。以上、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 まず1問目の「観光協会への指定管理について」のご質問にお答えします。

今回の一般質問の通告を受け、通告内容を精査する段階において、いつの時点での質問であるか判断がつきませんでしたので、担当課より堀池議員に確認をいたしたところ、コロナ禍以前のことであるとのことをご回答をいただきましたので、数値等につきましては、コロナ禍以前の平成31年度の状況について答弁をさせていただきます。

まず、①の指定管理を行った経緯につきましては、昭和44年10月に国民体育大会が長崎県で開催され、ホッケー会場として川棚高等学校グラウン

ドで実施されております。

時を同じくして、国民宿舎くじゃく荘がオープンし、当時の町長が会長を務める川棚町観光協会に管理運営が委ねられておりました。

その後、平成15年9月に地方自治法の一部改正により、公の施設の管理については、指定管理者制度が導入され、改正前の規定により管理委託している施設については、施行日から3年の経過措置期間中に指定管理者制度に移行する必要がありました。

まず、川棚町大崎温泉しおさいの湯につきましては、完成に併せて、平成16年12月定例会において、本町が管理する大崎公園の観光施設の施設管理を委託しており、しおさいの湯は各施設利用と密接な関係にあり、それらの利用と併せて相乗効果が期待できる他の観光施設利用活性化につながるとして、平成17年1月1日から平成22年3月31日の5年3か月間の指定管理者として一般社団法人川棚町観光協会を指定しております。

また、国民宿舎くじゃく荘・レクリエーション施設及び川棚町大崎自然公園につきましては、平成17年12月の定例会において、まちが管理する大崎半島の観光施設については、これまでに一般社団法人川棚町観光協会に委託しており、これら施設のノウハウを有し、各施設を一体的に管理運営することで、より効果的な事業展開ができると判断し、平成18年4月1日から平成22年3月31日の4年間を指定管理者として一般社団法人川棚町観光協会を指定しております。

第2期目からは、川棚町大崎自然公園、国民宿舎くじゃく荘、川棚町大崎温泉しおさいの湯を同期間とし、平成22年4月1日から平成27年3月31日の5年間、第3期目として、平成27年4月1日から令和2年3月31日の5年間、第4期目として、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の指定管理としているところであります。

次に、②の平成31年度の従業員につきましては、常勤役員1名、正規職員14名、非正規職員31名の46名であり、うち川棚町在住者は37名、町外9名であります。

③の地産地消につきましては、観光協会に確認したところ、食材関係では、米については木場の棚田米を使用しておりますが、肉、野菜、魚については、生産者は確認できませんが、町内の各販売所から購入していると同っ

ております。購入費につきましては、年間約1,530万円支出しているとのことであります。

また、酒類についても、町内の酒店からであり年間約420万円支出しており、そのほか販売品関係では、野中のたまごやいさみ屋の川棚まんじゅう、かりんとう饅頭、谷の牛乳豆腐などであり、年間約180万円支出しているとのことであります。

④のしおさいの湯の入館者については、年間約13万人で川棚町民の利用割合は、30パーセントの3万9,000人となっております。

また、くじゃく荘の宿泊客については、年間約1万4,700人で川棚町民の利用割合は10パーセントの1,470人となっております。

⑤につきましては、観光協会が運営する収益事業の有無に対するあり方についての質問であります。全国的に見ましても宿泊施設等を観光協会に指定管理者として運営させている自治体はほとんどなく、近隣市町においても事例が全くない状況であります。

現在、国においては、観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドラインを定め、観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりが進められております。

観光地域づくり法人とは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実行するための調整機能を備えた法人であるとのことであります。

そこで、一概には申せませんが、現在の一般社団法人川棚町観光協会のあり方につきましては、他の観光協会とは違った特性を持っており、通常観光協会としての役割が根本的に異なっていると判断しているところであります。

次に、2問目の「帯状疱疹予防ワクチンへの助成について」のご質問にお答えします。

①の「50歳代からの人口構成は」とのご質問にお答えします。

本町においては11月末現在、50歳以上の住民は7,209名で、全人口の53.6パーセントとなっております。

年代別の人口構成は、50歳代が1,691名で12.6パーセント、60歳代が1,892名で14.1パーセント、70歳代が2,002名で14.9パーセント、80歳代が1,224名で9.1パーセント、90歳以上が400名で3パーセントとなっております。

次に②の「全国では、助成する自治体が増えてきているが、本町で助成する考えは」とのご質問にお答えします。

带状疱疹予防ワクチンの評価について確認したところ、定期接種化を検討しているワクチンとして、「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会」において審議されております。

平成30年6月28日に開催された第9回の同委員会において「带状疱疹ワクチンについては、疾病負荷に関するデータは一定程度明らかになった。期待される効果や導入年齢に関して検討が必要であり、今後進めていく」とされており、その後は、現在に至るまで、議論は進展していないようであります。

このように、国においても、带状疱疹ワクチンの費用対効果や対象とすべき世代の絞り込み等検証が完了されていないこと、带状疱疹は発症者から周囲に感染を拡大させる可能性が低い疾病であること、本町における50歳以上の町民が人口の半数以上を超えており、ワクチン接種の補助を行おうとする場合、多額な財源を確保することが必要であることから、現時点においては、本町独自の補助制度を設ける考えはございません。以上、答弁いたします。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。観光協会への指定管理について、今までの経過等含めてご回答いただいたと思います。で、ここの今現在、令和2年4月から4期目という形でされているんですけども、これの期限、令和7年3月ということでしたけど、今の答申を含めてしても、あと2年くらいしかないんですよね、期間が。大体そのスケジュールとかそういうところはまだ答申に関しては考えてはまだおられない。

議 **長** 町長。

町 **長** 今の質問は検討会議のほうでよろしいでしょうか。

5 堀池 はい。

町長 今答申をいただいて、まだ1回しか会議を開いていないところでもあります。堀池議員がおっしゃるように、令和7年3月31日で今の指定管理者制度が期限が切れるということですので、この間、次回指定管理者制度を設定するにあたり、公募等々も考えておりますので、公募ができるような形で、できれば令和6年4月1日ぐらいから1年かけて、次期の指定管理者が選定できるような期限が設けられるような形で検討会議が進めていければと考えているところでございます。

議長 堀池議員。

5 堀池 はい。では次に観光協会の従業員の内訳ということで、令和元年度が全員で46名でしたと、うち川棚町民が37名ということはこれは約8割が川棚町民の方を雇用されているということですが、そうするとこの川棚町民を雇用しているとなれば、ここでの所得税とか町民税、これは全部こちらの川棚のほうに入っているんですけど、金額とかそういうのは。

議長 町長。

町長 すみません。所得税等々は通告にございませんでしたので、調べておりません。

議長 堀池議員。

5 堀池 すみません。通告文、もう少し詳しく出せばよかったかと思えますけど、やはり80パーセントの方が町民の方ですと、そうするとそこからの町税関係、各自の住民税とか、その辺は入っているということだと思います。それからもう1つ、くじゃく荘としおさいの湯から別に入湯税とか消費税等々も入っている。入湯税は確か年間770万ぐらい相当は入っているという形はあるかと思えます。

あと、次の地産地消の関係なんですけど、お米は大体どのくらいという量わかりますか。

議長 町長。

町長 はい。そこは担当課長のほうに答弁願います。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。米の量ですけども、そこまではちょっと確認をしておりません。以上です。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 金額面で食材費 3, 0 0 0 万ちょっとのところ半分 1, 5 0 0 万ぐらいと、確かそういう話、1, 5 0 0 万ほど。私、全体は把握してたんですけど、わからなかったんで聞いておきますけど、棚田米もかなりの数量じゃないかなと思うんですよね。ましてや先ほどちょっとだけお話があったんですけど、卵とか、小串トマト、そういうのも活用しているということは、生産者のほうからも聞いたんですけども、そういう話がありました。特に棚田米からするとですね、これ聞いたところによると 3 0 0 袋から 3 3 0 袋相当、もう相当な数を入れているような感じはします。地酒の関係もありますので、やはり地産地消に関しては頑張っておられるなという感じはしたんですけど、その辺どうでしょうか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。ただいま堀池議員のほうから、米、あとトマトについて地元生産者のほうから仕入れをしているということで話がございました。先ほど申しましたように、その量についてはちょっと確認はしておりませんが、観光協会としては、やはり地産地消という形で地元から仕入れているということは大変いいことではないかなとは判断しているところであります。以上です。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。続いて、交流人口ということでお伺いしたんですけど、しおさいの湯の入湯者、くじゃく荘の宿泊。くじゃく荘が 1 万 4, 6 0 0 ぐらいですか、そのうち町内は 1 0 パーセントですと。ということは 9 0 パーセントほぼ町外で約 1 万 2, 3, 0 0 0 人かなと思うんですけど、その内訳っていうのは大体方角というか、そういうのは数字は把握されていませんか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。その内訳までは正式にはちょっと調べてはいないんですけども、やはり福岡、この今のコロナ禍になってからの状況といたしましては、福岡がやはり一番多い。そのほかはやはり全国的に東京とか大阪、そういったところからも宿泊は来られているようです。以上です。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 しおさいの湯、これが年間12万8,000、もちろんこれは平成31年度ですね、コロナの前ということで12万8,000人ぐらい。このうち町内が30パーセントぐらいで、7割が町外ですよということでしたけど、その町外のどちらのほうというのも調査されてないんですね。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。ただいまの質問にお答えをいたします。先ほど言われたように、町外が70パーセントあたりおられるんですけど、やはり佐世保、あと東彼杵、あとは大村あたり、大体は佐世保の方が主ではないかというところであります。以上です。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 そうすると、くじゃく荘の宿泊者、あとしおさいの入湯者含めて町外が約年間10万人は町外の方だという、粗計算ではそういう形になるんですけど、それでやっぱり人口交流、ほかに川棚町で交流人口の場というところは、ほかは見当たらないと思うんですけどもいかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 長 はい。今、堀池議員のほうからほかに交流人口がないのではないかとということで質問がありましたけれども、今、確かにコロナ禍で各種イベントが中止になっておりますけれども、夏祭りにしろ、かぜの広場で行われますくじゃく祭り、そのほかいろいろなイベントがあっておりますので、一概にほかにはあるということで私どもは判断しております。

議 **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。あと5番目の収益事業がない観光協会、収益事業がある観光協会のあり方、先ほどお話があった観光地域づくり法人、もう少しこの観光地域づくり法人というのをご説明いただけないかなと思うんですけど。すみません。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。先ほど町長が答弁した説明の中に全て含んでおりましたけれども、再度ご説明をしたいと思います。この観光地域づくり法人、これDMOというんですけども、ちょっと横文字は

ちょっとわからないんですけども、地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプト、概念、発想、構想に基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに戦略を着実に実行するための調整機能を備えた法人であるとしております。それで、今現在、ちょっと追加してよろしいですか、この法人を活用されたところは3町でいいますと波佐見町の観光協会がこの法人の取得をされたと同っておるところであります。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 波佐見町がこの法人の取得をした。町として取得をしたというところでいいんですかね。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。質問にお答えをいたします。観光協会自体がこの法人の取得をされたということです。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。一応あと2年ちょっとしかないんで、また今後協議されると思うんですけども、全て全体を見ながら、また答申を見ながら、その辺のほう協議をお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。带状疱疹予防ワクチンについてです。先ほど本町の助成というところで、高齢者が多いから50パーセント以上、7,209名、多いんで、財政上も高くなるんで考えはないというお話があったんですけど、例えば年代別に、例えば今肺炎球菌ワクチンが5歳ごとで助成ということで8,000円ぐらい負担の分の4,000円という形でやっているんですけども、そういう年代別で考える。今年度は50歳から55歳ですよと、そういう段階的なステップを踏んで助成をするという、そういう検討はなされませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 堀池議員の質問にお答えいたします。先ほど答弁しましたとおり、これが人にうつっていくような感染症ではないということですので、特段、今のところ年齢を区切ったのそういう補助制度というのは考えているところではありません。以上です。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 感染はしないかもしれませんが、ワクチンの効果はすごくあるんですね、90パーセント以上あると。これはもう医者の方も言われていますけども、それだけ効果が目の前にあると、けどもワクチンのやっぱり金額というのが、生ワクチンで1回8,000円から1万円です。これはやっぱり負担なんです。不活化ワクチンになると1回に2万2,000円もなるわけです。とてもとてもワクチンまでいかないというのがありますので、その窓口を開くという形でもお願いしたいなとは思いますが、今、考えはないと言われるんですけど、やっぱり国としても効果、導入、検討は必要だということを言われているわけです。だから議論が進んでないだけであって、だからそういう絞り込み、そういうのをやっぱり町として進めて研究というのはできないんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。堀池議員の質問にお答えいたします。昨年、このワクチンに対しての助成についての質問が出てからですね、その後コマーシャル等も多く目に付くようになりましたので、私もこのワクチンについてはいろいろ文献等確認をしておるところでございますが、厚労省の議論が進まない最も大きな理由といたしましては、带状疱疹の発生状況とワクチンの効果にあります。一つ申しますのが、50歳から带状疱疹の発症率が上がってくるんですが、そのピークとされているのがおよそ70歳代、50歳代から徐々に発症者の数が増え、70歳代の方がピークを迎えると。一方で、70歳以上の方についてはワクチンの継続効果、これが非常に短いというところで効果的に抑制するためには70歳代の方を基準として設定をするほうがいいんでしょうけれども、ただし、その方たちは効果が途切れるのが早いというところで費用対効果がこれで生まれないというところが厚生労働省の議論が停滞している主な要因であるようであります。今後ちょっと厚労省としては継続審議をするということでもありますので、どの年代に、例えば先ほどお知らせしましたように50歳代に仮に打ったとしても、その方たちが70歳代になる頃にまたワクチンの効果が残っているかというところになりますと、再度もう一度発症のピークとなる70歳代になったときにもう一度打たないといけないということになりますれば、結局、費用がかなりかさんでくると

ということになりますので、できるだけより経済的に制度としては構築されるべきだろうというふうに考えますので、もうしばらく厚労省の研究については注視をしたいなというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 ピークが70歳代ということなんですけど、私、前回もそうなんですけども、一番働き盛りの50歳から発症が多くなってくるということで、前回も質問したつもりなんですけど、まあ70歳がピークと、あと効果が言われましたけど、これが生ワクチン、これ1回だけで済むんですが、これが5年ということ言われています。あと不活化ワクチン、これは大体2回打つと。で、1回が2万円相当という形になりますけども、私はその研究というのはほかの行政でもできているのに、なぜ進まないのというのが正直なところはあるんです。財政の問題があるかもしれません。だからこそ、年代別にとりいう形では提案したんですけども、その点いかがでしょうか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。堀池議員の質問にお答えいたします。確かにその年代別にとりいうところも厚労省の資料等確認し、また、ほかの県内の他市町の状況等も確認しているんですけども、やはり今、厚労省が検討課題に挙げているのは定期接種ですね。市町村の義務としてすべき接種、もしくはそれに準じた内容として接種を進めるべきではないかという対象のワクチンとして、今、研究を重ねられているという状況になりますので、やはり将来的には恐らくそういうことになるんだろうとは思いますが、そこにおいてはやっぱり厚労省の知見ですね。そこはどうしても待ちたいなというところではあります。町のほうが単独に進めた場合においてもですね、結局いいワクチンであっても、いい効果が得られるものであっても、適切なタイミングで適切な時期に打たせるということが、残念ながら本町だけの知見ではなかなかその設定も厳しいと思いますので、他市町においても定期接種になれば、その時点で検討するということもございましたので、やはり定期接種を待ちたいなというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。他市町でも定期接種になればということですね。あとはもう厚労省のほうの審議のほうがどこまで進むかということ

にかかっていると思いますので、わかりました。これで質問を終わらせてもらいます。

(1 4 : 1 5)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 4 : 1 5)

(…休 憩…)

(1 4 : 3 0)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、初手安幸議員。

4 番 初 手 4番、初手であります。通告にしたがいまして、1件質問をいたします。

昨年12月議会で「下組ポンプ場機能の検証と対策について」6項目の質問をいたしました。

まず、このときの施設や大雨の状況と前回の質問の内容について論点を整理をさせていただきたいと思います。

まず、下組ポンプ場の件ですが、ご承知のように施設は昭和54年4月に供用が開始され、今年で40年が経過することになります。毎年、定期的なメンテナンスを行ってきましたが、令和2年度、令和3年度は財政面の状況から実施していないとのことでありました。1号機の自動運転機能は、センサーや水門の動作に不安定な部分があり、職員による手動運転で対応されているようであります。

令和3年8月14日深夜から明け方にかけての大雨により、下組ポンプ場の排水区域である平島1丁目の川棚町消防団4分団詰所周辺からJR線路付近の道路や住宅敷地の一部が、大潮の満潮時と重なり、道路が冠水し、気象状況が落ち着いてからも水位が下がるのに時間がかかりました。もし昼間であれば通行止めなどの対応が発生したというふうに思われます。このときに「下組ポンプ場」の稼働が早ければ浸水による影響は少なく抑えられたのではないかとの見方があったわけであります。

答弁では、「全てのポンプと水門の自動化が重要と考えている。財政的な問題も含め、今後検討していきたい」とのことでありました。

次に、下組排水区浸水シミュレーションについては、令和3年度の予算で

委託され、令和4年2月に策定をされているようであります。

浸水シミュレーションは、雨水が流れ込む範囲に高さや排水溝の大きさ、土地の利用状況などを調査して、10年に一度を想定した1時間83ミリの大雨と令和3年8月の大雨の2つのパターンで、コンピューター上で水の流れをシミュレーションするものであります。この内容を踏まえて、ポンプ場の機能や排水量の検討を進める方針であるとの答弁でありました。

また、「令和4年12月くらいまでには、具体策、対応策について予算関係も含めてできあがるか」との質問には、「来年度以降早い時期にポンプ場の排水能力について検討を進めてまいりたい」と答弁をいただいているところであります。

また、宿地区は雨水排水については、排水ポンプの設置を昨年、地区要望としてされておりました。

回答として、下組ポンプ場の活用の可否などについて、「来年度以降に併せて検討を進める考えであります」との回答であったようです。以上が主な経過であります。

多額の費用を要し、自然を相手に取り組む事業であり、簡単に決定できるものではないと承知をいたしますが、住民が安全で、安心して暮らせる環境づくり、まちづくりは極めて重要であり、計画的な事業推進が求められると思えます。

そこで現状における取組状況と、浸水シミュレーションの結果を踏まえた今後の取組について、以下の点について尋ねます。

- ① ポンプの自動運転に向けての検討は。
- ② 浸水シミュレーションの結果を踏まえた今後の取組は。
- ③ 宿地区への対応は。
- ④ 雨水排水事業としての補助事業対象の範囲は。
- ⑤ 今後10年間くらいの事業計画の策定が必要ではないか。以上、質問とさせていただきます。

議 _____ 長 町長。

町 _____ 長 初手議員の「「下組ポンプ場」の今後の計画について」のご質問について、お答えをいたします。

まず①についてですが、今年6月に下組ポンプ場の定期点検及び詳細点検

を実施したところ、施設・機器等の老朽化は見受けられますが、1号電動ポンプとバイパスゲートの自動運転は可能であると判断されましたので、ポンプ場周辺の住民に機械音、排水音がすることについて周知を行い、7月上旬から10月下旬まで自動運転を実施しております。

その結果、一定の効果があつたものと判断しており、次年度以降も同様に自動運転を行うように考えております。

次に②についてですが、シミュレーション結果の報告書では、浸水対策案として、下組ポンプ排水区ではポンプ場の更新、中組排水区ではポンプ場及びバイパス管の新設等を行うことで浸水を解消することができることが示されております。

今後、用地・財政面等について関係機関と十分な協議を行い、令和7年度までに川棚町公共下水道事業計画で方向性等を位置づけ、併せて雨水管理総合計画の策定に向けて協議・検討を行いたいと考えております。

次に③についてですが、宿地区につきましては、先ほど申しましたとおり、ポンプ場とバイパス管の新設を行うことで浸水を解消することができるという結果が示されております。

一方で、下組ポンプ場の建て替えの必要性も示されていることから、下組ポンプ場の排水量などの能力や構造などについて再検討を行い、宿地区から下組ポンプ排水区への受入れの可能性についても検討し、用地・財政面・施設全体の維持管理等総合的に勘案しながら協議・検討してまいりたいと考えております。

次に④についてですが、下水道事業の雨水排水事業につきましては、採択条件をクリアできれば、国土交通省所管の防災・安全交付金を利用することが可能であると判断しております。

次に⑤についてですが、②でも回答いたしました。川棚町公共下水道事業計画の変更を令和7年度までに行うこととしておりますので、その中で方向性等について記載し、同時に雨水管理総合計画の策定に向け、協議・検討を進めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい、議長。それでは、項目別に再質問をさせていただきたいと思っております。ポンプ場の自動運転に向けての検討につきましては、6月に

点検を行われたということでありました。私はその点はちょっと把握をしておりませんでしたけども、運転が可能ということであれば一安心できるかなというふうには思いますけども、このメンテを行うとき、ほかに施設自体の指摘事項とか、そういったものは何もなかったのかですね。ポンプの稼働ができるというのは今報告を受けましたけど、そのほかに恐らくメンテされますので、ほかにもこういう指摘もあったんじゃないかという気がしますが、その辺について把握をしておられれば報告をいただきたいと思えます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 担当課長に答弁をさせます。

議 _____ **長** 水道課長。

水 道 課 長 ただいまの初手議員のご質問にお答えいたします。先ほど初手議員がおっしゃったとおり、下組ポンプ場は供用開始から既に40年が経過しておりまして、これまで必要最低限の修繕等を行いながら対応しておりましたが、大部分の備品につきましては、やはり老朽化が激しくて、今回の点検におきまして、既に調達できない部品などもありまして、指摘事項につきましても多数ございました。この指摘事項の中で、修繕可能な部分のみ対応するといったしましても、1台当たり数千万円の費用がかかるということも聞いておりますので、当面は引き続き最低限度の修繕で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。1問目の件につきましては、まずはいろいろ手を加えずに稼働するというのであればまず一安心ではあります。おっしゃるようにならば新たに買い替えというのはかなりの金額を要しますので、今後は毎年メンテ等を続けていただきながら、1台の自動運転が可能であるように、雨の量によっては2台、3台の稼働も必要になってきますので、くれぐれも毎年のメンテナンスをお願いをさせていただきたいと思えます。

次に浸水シミュレーションの結果、2番目についてであります。今の答弁でいきますと下組、中組のバイパスで対応するというふうなお考えと、令和7年公共下水道に向けての検討をするということで、下組、中組のバイパスという案が1つなんですかね。あと下組のポンプ場に引っ張っていくとい

う手法論で、あと1つは障害者支援のエールというところがありますけども、あそこから医療センターの横を通っていく水路もあるんですけども、そっちにいくらか分流するとかっていう、その辺までの検討というか、見解は特段あってないんでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。ただいまの初手議員のご質問にお答えします。まず、シミュレーション結果でございますが、宿地区におきましては、まず1つ目の案としまして、宿地区にポンプ場を設けることと、バイパス管を設けること、これによって浸水が解消されるということで示されております。で、このコンサルとの協議の中でもう1つ案があったのが、先ほど町長のほうから答弁しましたとおり、下組ポンプ場まで管を延ばして排水することも視野に入れるということで検討をしております。で、もう1つ先ほどのエール付近の浸水であります。これにつきましても浸水シミュレーションとしては、あくまでもバイパス管を通して川棚川に放流するという結果としては出ておりますが、これにつきましてもコンサルとの打合せの中で、議員がおっしゃるとおり、いわゆる下組2号雨水幹線ですかね、こちらのほうに排水してはどうかという検討もされております。シミュレーションとしては結果的にバイパス管で川棚川に放流するということになっておりますが、今後の関係機関との協議におきましては、こちらの案も排除せずに引き続き視野に入れながら、協議を行いたいというふうに考えております。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 はい。私が申し上げた分を含めれば、一応3つの案を考えられて今後検討していかれるというふうに理解をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど言われました宿地区にポンプを設けるという説明がありましたけど、今、排水ポンプの小型化ができて、かなり安い値段で、安いってそんなに常識的な値段より安いっていう、そういう機能のポンプが調べたらあるようですので、是非ポンプで排水というのもですね、距離的な面が短くて済みますので、掘削とかパイプの埋込みがないので、そういったものも1つの、素人感覚ですけども、有効かなというふうには思っております。そこまでご検討をいただいているというふうに理解をさせていただきたいというふうに思います。シミュレーションに関しましては、短い期間で、具体的では

ありませんけども、発展的な視点でご検討いただいたかなというふうには捉えたいと思います。

宿地区への対応につきましては、もう先ほどの中で説明がございました。非常にここは交通の量が多いところでもありますし、できるだけ早い時点の対応がよろしいかと思えます。費用対効果を考えると早く工事が着手できて、少ない被害を受けられるというふうな検討は必要ではなかろうかというふうに今捉えたところでもあります。

それでは、4番目の雨水排水事業としての補助事業の対象範囲はということで、補助の対象になるというふうなことでご答弁をいただいたというふうに思えます。この補助対象の事業になるということであれば、今の説明でいきますと、令和7年の下水道計画の変更、検討時期に併せてこのシミュレーションを含めた排水対策についてを作っていくということになることと、令和7年度の改修、修正に基づいていくわけでありますので、補助事業の申請からすると、令和7年度の修正が出なければ結局補助事業の申請はできないというふうに捉えていくしかないんですかね。その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 初手議員のご質問にお答えします。今、初手議員がおっしゃるとおり、令和7年までに公共下水道の計画を変更するようにしております。この中では、今、シミュレーションをしております下組、宿のみではなくて、いわゆる公共下水道の区域内の雨水対策についても同時に計上をしようというふうに考えております。で、この辺まで含めて令和7年度までに計画を実施しまして、ここの計画に載せることで初めて補助金の対象となっていくということになりますので、実際事業を開始するまではもうしばらく時間を要するかというふうに考えております。以上です。

議 長 初手議員。

4番初手 はい。実質的に協議をされるわけですので、いろいろそれなりの期間は必要ではないかとは確かに理解をしています。今の公共下水道事業の工事が、令和7年度で計画的には惣津関係の工事が一応終わるというふうには聞いております。それから、そこを起点にするわけじゃないですけど、当然起債償還はありますけども、関係工事とかについての持ち出しとい

うのは減ってくると思うんですね。そういったこともかみ合わせていくと、いくらかでも早い時点での事業計画といたしますか、内容を検討することによって、7年度までに計画ができて、それ以降の工事着手が少しでも早くなるんじゃないかというふうに思うんですけども。要は下水道全体の予算の中に公共下水道分と雨水対策の分が都市計画の中に入っていると思うんですね。これが公共下水道の分が落ちてきますので、その分、単純な話ですけど雨水のほうに予算的に国の補助も含めて回されるんじゃないかと。それをするためには、やはり前倒し的な対応が可能な範囲でやっていく必要があるんじゃないかというふうに私なりには今説明聞きながら思ったんです。その辺の見解についてはいかがでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。ただいまのご質問にお答えします。議員おっしゃるとおり、現在の工事につきましては、令和7年度で全て終了という予定になっております。ただ、この公共下水道につきましては、平成元年から事業を実施しておりまして、当然初期に実施した施設等につきましては、もう35年前後経過しておりまして、それぞれの施設が老朽化しておりますので、これに対する改築、修繕、維持管理にやはり多額の費用がかかってくるというふうに想定しております。で、こういったことも含みまして、雨水管理のほうの対策とバランスを取りながら、できるだけ早急に雨水対策も取りたいというふうに考えております。以上です。

議 長 初手議員。

4 番 初 手 先ほどの答弁で、令和7年度までに公共下水道区域内の雨水排水も含めて検討していくという答弁があったかというふうに思います。これは町全体の雨水排水のためですね。これの検討に当たれば、かなり範囲的に広がるんですけども、まだ雨水排水的に十分でない地域があると思うんですね。特に中央部の城山のほうとか、国道沿いとかっていうのは、排水がなかなかうまく通ってないと。そういったところも含めての排水計画の全体の中からそういう排水が悪いところの分については、見直し、検討、具体化をするというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

議 長 水道課長。

水道課長 はい。お答えさせていただきます。今、議員がおっしゃった

とおりに区域内につきましては、今後測量とか、地形図によりますシミュレーションを行いまして、令和7年度までの計画に併せて検証したいと考えております。以上です。

議 **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。令和7年度の下水道計画の修正の中に入れて込んでいただくということであれば、私が先ほど申し上げた10年間ぐらいの事業計画の策定というのは別に必要ないというふうに理解をいたします。要は年数を区切って計画的に実施していただくということが一番重要だと思う。で、先ほども言いましたように、当然国の補助もありますし、多額の費用を要するわけですから、なかなか進めにくい、課題が多い。しかし、安全対策という意味からすれば、住民の側からすれば、できるだけ早く進め実行してほしいという考え方があるというふうに思います。そうしますと、令和7年ということにつきまして、理解せざるを得ないと思いますので。財政的な面についてちょっと気になるんですけど、令和7年度以降、先ほどの説明からいけば2年か3年ぐらいの計画、具体化の期間を設けて、そのあとに事業化に行くというふうな流れになるんじゃないかと思うんですけども、そういった面では国の補助の申請も含めて絡めれば、見込みとしては7年ですから、7年後2年か3年ぐらいで一部の事業は着手できるという一つの見方をしてよろしいんですかね。

議 **長** 水道課長。

水 道 課 長 はい。ただいまのご質問にお答えします。県のほうにつきましては、おっしゃるとおり令和7年度までに計画をしまして、その計画につきましては、今後5年から7年間に行う事業について計画するという事になっておりますので、早ければ、ということで計算していただければと思いますが、具体時にやはり財政が絡むことがありますので、今、この場で何年からしますよというお答えは控えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 **長** 初手議員。

4 番 初 手 はい。まあいつ頃まででどうかというのはなかなか答えにくいと思いますけども、私もその辺を聞いとかと区切りがつきませんので。いずれにしましても、令和7年度が一つの区切りになるというふうに理

解をして、そのあとできるだけ早い時点で計画実行、今度はまち全体の雨水を含めての検討をするということです。そこはちょっと私は把握しておりませんでした。そういった中では、危険なところから優先順位を付けていただくというふうに強くお願いをしておきたいと思います。いずれにしましても、異常気象がどういう形で発生するかわかりませんので、できるだけ早く対応をしていただきたいというふうに思いますので、今後の対応について期待をしながら、私の質問は終わりたいと思います。くれぐれも令和7年度が区切りであって、できればその前でも、前倒しでもというふうに思いますので、その点よろしくお願いしておきます。以上で終わります。

(1 4 : 5 8)

議 _____ **長** 次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番、田口一信です。3項目について質問いたします。質問に入る前に、前回9月定例会で私、平戸街道について一般質問をしましたが、それに関連して1点だけ申し上げます。

今月のはじめ頃、私が庭先に立っておりましたら、中学校の横の道をハイキング姿で上ってくる年配の方4人がおられました。男の人3人、女の人1人だったと思います。で、私がどこまでおいでですかと聞くと、早岐まで行きますということでしたので、それなら私が平戸街道の山に入るところのあたりまで案内しますよということで、墓の上のところのあたりまで案内をいたしました。どこからおいでですかと聞いたならば、長崎市内からということでした。前は彼杵から川棚まで歩いたんだと。で、今回は川棚から早岐まで歩きますということでした。それで、その平戸街道の山の中に入っていく道の入り口は、きれいに草が払ってあって良かったと思います。また、中のほうの倒木も切って片付けられておりました。非常に良かったと思っております。ということと、やはり潜伏キリシタン関連の世界遺産巡礼の道ということでPRをされているということで、県民の方の平戸街道への関心も高まってきているのではないかなということを思ったということを申し上げます。ありがとうございました。

それでは質問に入ります。まず、マイナンバーカードのリンクの拡大についてということでございます。

11月に地元の老人クラブで日帰り旅行をしたときに、旅行社を通して政

府の全国旅行支援の補助制度を利用いたしました。

この補助制度を利用するには、コロナワクチンの3回目の接種証明書又は出発時前7日以内のPCR検査陰性証明書の提示が必要ということでありましたので、私が旅行参加者の接種証明書のコピーを集めて旅行社に提出をいたしたところでございます。

そこで私が思いましたのは、こういったワクチン接種済みというようなデータをマイナンバーカードに記憶させておけば、もっと容易に手続きが進むのではないかなど。また、そのようにカードの利用価値が上がるということがマイナンバーカードの取得促進につながるのではないかということも思った次第でございます。と言っても、もちろんそのようなことは1つのまちでできることではなくて、国全体で行わなければならないことでもありますし、データの入力機器や読取機器を揃えるだけでも膨大な費用がかかることではありますけれども、今後も当分そのような証明書の提示というものが求められていくという場面はあり得るでありましょうし、社会全体がIT化で流れていく、そういう流れの中では、そのように進んでいくのではないかと思いますので、町から国へ提案ないし意見提出などしてはどうかなというふうなことを思っております。この点についての町長の考えをお伺いいたします。

2項目目は、やはりコロナの関係ですけれども、マスクをはずすことの勧奨についてということでお聞きします。

今年の9月から10月にかけての時期は、コロナの第7波が下火になって、新規感染者もやや減少をしていたという時期でございました。政府はその何か月か前から、屋外ではマスクをはずしてもよいということはおりました。にもかかわらず、こういった9月から10月にかけての時期にも、この時期に屋外でマスクを外して歩いている人は、1人で歩いているんですよ、マスクを外して歩いている人は小中高校生を含め、町内では皆無に近い状態でありました。

私が懸念するのは、今後このコロナが収まって、もうコロナは全く心配がないというような状態になっても、日本人はこのままマスクを外さないのではないかということ懸念いたします。マスクをしていると顔の表情がわかりづらいし、すれ違っても誰かわからないことが多くて、人々の日頃のこ

コミュニケーションが大きく阻害されているのではないかと私は思います。

そういう意味で、マスクを外せということは、もちろん政府とか、あるいはトップにあるような人が率先してリードしていくべきことであろうと思いますので、本町のリーダーである町長は、この第8波が終わったら、今、第8波はまだ上り調子なので、まだまだだと思いますが、第8波が終わったら積極的にマスクを外そうという呼びかけをしていったらよいと思いますが、どう考えますかということでございます。

3項目目ですが、防災士の資格取得促進についてであります。

防災士というのは国家資格ではなくて、直接に職業に結びつくものではないですが、地域における防災活動には多いに役立つ資格であると思われま。すなわち、いざ災害というときに避難誘導など、その地域で率先して活動していただくだけではなくて、普段からその地域の危険箇所をチェックしたり、周囲の人に防災知識を普及させるということで住民の防災の意識を高めて、その地域の防災力を強くするというところに大きく貢献する資格といえると思います。

そこで、本町でも、これは例えばとして目安なんですが、本町でも例えば1つの自主防災組織に必ず1人又は2人の資格取得者がいるというくらいの体制をつくることを目標として、防災士の資格取得促進に努めてはどうかと思います。以上、お聞きします。よろしく申し上げます。

議 **長** 町長。

町 **長** 田口議員の「マイナンバーカードのリンクの拡大について」のご質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種の証明をするものは、接種会場で直接お渡ししている「接種済証」、窓口で発行する「接種証明書」、そしてマイナンバーカードをお持ちの方が自身のスマートフォンに直接履歴を表示させることができる「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」の3種類があります。

田口議員からは、マイナンバーカード自体にワクチンの接種記録を記憶させる方法をご提案いただきましたが、マイナンバーカードを利用してスマートフォンに直接接種記録を表示させる接種証明書アプリが令和3年12月から稼働しておりますので、本町から新たなシステム構築について、国に提案

を行う考えはありません。

なお、稼働中の接種証明アプリの入手方法につきましては、町のホームページに掲載しているほか、ワクチンの接種会場でもお知らせをしております。また、窓口で接種証明書の発行申請を受け付ける際にも、マイナンバーカードをお持ちの方には、アプリの取得を推進しております。

次に、2問目の「マスクを外すことの勧奨について」の質問にお答えをいたします。

我が国において、令和2年1月頃から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症につきましては、丸3年を迎えようとしており、残念ながら収束の兆しが見えず、第8波が到来しているのではないかとされており。

当初に比べ、感染者の重症化は減っている言われ、そのような中、厚生労働省が示した「屋外・屋内でのマスク着用について」においては、マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要であるとの見解であり、屋外において、人との距離が2メートル以上を目安として確保できる場合や、距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要ないとしており、屋内においては、人との距離が2メートル以上確保され、なおかつ会話をほとんど行わない場合はマスクの着用を必要としないとされており。

田口議員が今回ご質問をされたのは、「今後コロナが収まり、もうコロナは全く心配がないというような状態になっても、日本人はこのままマスクを外さないのではないかとということである」との懸念があるからということですが、そのようなコロナは全く心配がないというような新型コロナウイルス感染症が収束したとの国としての正式見解が出された場合においては、私としてはマスクの着用を続けることはないだろうと思います。

ただし、感染に対するリスクや不安は新型コロナウイルス感染症だけではなく、インフルエンザの感染防止や花粉症対策などを含め、年齢や持病・基礎疾患の有無など、個人差によるところが大きいと思います。また、一方、夏場にはマスク着用によって熱中症リスクが高まることもあり、屋外活動や運動時においては、むしろマスクを外すことが推奨されているようございます。

したがって、マスク着用については、個人差や場所及び環境に合わせた対

応も必要ではないかと思われます。

当面、新型コロナウイルス感染症の完全収束の状況がすぐにくると思われませんので、実感としてイメージがし難く、あくまで仮定の話になりますが、コロナは全く心配がないというような状況が到来したとしても、マスク着用をやめようということ、町長として積極的に呼びかけるような考えにはならないのではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症が収束する日が一日も早くくるよう心から念願するものでありますが、現時点ではそのような考えでおります。

次に、3問目の質問にお答えいたします。

近年、災害が多発する中、地域の防災力の強化が重要な課題になっております。そして、地域の自主防災組織におけるリーダーの育成・確保は大変重要であると考えております。

そのようなことから、長崎県主催で開催される長崎県防災推進員養成講座の受講について、各地区に受講者の募集を行い、受講者には旅費を支給することにより、自治会におけるリーダー養成についての支援を行っているところであります。

この長崎県防災推進員養成講座は、3日間全ての講座を受講修了した場合は、防災士資格取得試験の受験資格を得られるものであり、令和2年度においては、防災士の資格取得の要件である3日間の全日程受講者が14名あり、そのうち4名の方が防災士試験を受験されております。

令和3年、4年においては、新型コロナウイルス感染症の影響により養成講座の開催があっておりませんが、予算として受講者20名分の旅費を確保していたところでございます。

このように、従来から地域の自主防災組織のリーダーの育成を図る制度を設けていることは、議員にも是非ご理解をいただきたいと思ひますし、この制度は今後も維持していきたいと考えております。

防災士の資格取得には、受験料3,000円と認証料5,000円が必要とのことですが、現在はその費用について支援制度は設けておりません。

この防災士の資格取得費用を支援する場合には新たに予算を伴うものであり、現行の旅費の支給制度との調整も必要になると思ひますので、今後の地域の自主防災組織リーダーの育成をどのように進めていくのか十分に整理

した上で、対応を検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。それでは、マイナンバーカードについてはアプリがあるからということで、それが主たる答弁であったろうと思いますので。確かにこういったマイナンバーカードの案内に接種証明書がスマホで発行できるというような案内がありますので、私もこの携帯でアプリを入れてみたんですが、機種が合わなくて途中でもう読み込めなくなりました。それで、そのアプリについてお聞きしますが、結局、マイナンバーカードをかざせば読み込むわけなので、ということは自分以外の人の読み込めるということですかね。あるいは何人分も読み込めるということになりますか。例えば、父親、母親が中学生とかいう子どもの分を読み込んだら、自分の分も子どもの分も表示できるというふうなことになるんですけど、そういうような仕組みになっているのでしょうか。私、途中でストップしちゃったから仕組みがわからなくなっちゃったんですけど、どうですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。ご質問にお答えいたします。すみません。1台のスマートフォンに複数名の方の読み込みをしたという経験がないのではっきりわからないんですけども、確かアプリケーション自体は1口分しか表示されないはずなので、仮にお父さんが自分の分を先にやったあとにほかの方のマイナンバーカード自体で読み込みはできると思うんですけども、1回アプリ自体を削除して入れ直さないとなかなかできないはずなので、自分のスマホじゃなくてもできますけど、その場合であっても3人分とか4人分とかは表示されないというふうに思っております。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 逆に言えば、せっかくそういう接種証明書というアプリがあるのであれば、別にマイナンバーカードがなくても読めるようにしたほうがいいんじゃないですかね。それで3人分、4人分も住所とか名前とか入れればいいんでしょうからね。そうしたら、そのほうがかえって便利のように思いませんか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。すみません。まず簡単に仕組みを説明させていただきます。皆さんの新型コロナウイルスワクチンの接種記録は全部マイナンバーにひもづけをされて、国のコンピューターのサーバーの中にデータ登録をされております。各市町村の自治体がマイナンバーと連結をして、国のほうにあるVRSというシステムがありまして、そのVRSというシステムで皆さんの接種記録を読み取ることで、国のシステムの中に皆さんの接種情報が蓄積をされております。当然、同姓同名、生年月日が同じ方とかいっぱいいらっしゃいますので、それを長崎県東彼杵郡川棚町にお住いの田口さんですよというデータとして個別管理をするためにマイナンバーをひもづけしているというものであります。なので、同一のマイナンバーで複数の方は管理をしませんので、1人に1つの番号になりますので、そこで個人の確定をしているというものであります。で、マイナンバーカードは何に使うかといいますと、機器としてはスマートフォンを利用するんですけれども、その際に長崎県東彼杵郡川棚町にお住いの田口一信さんのデータですよというものを引き出す本人ですよというための認証させるためにマイナンバーカードを利用しておりますので、ひもづけがどうしても必要であるということで、そのカードを使ったご本人さんがご本人で間違いのないことなのです、担保といいますか、個人情報をはかの方じゃない本当にご本人さんが見ているんだということ担保させるための必要な道具ということでご認識いただければと思います。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。戻りますが、接種記録というものはマイナンバーとリンクしているというお話でした。そしたら、もう直にカードから読み取ったほうがいいですよ。接種証明書アプリにわざわざ入れてやるよりは、カードそのものから読めたほうがよいのではないですか。それが本人確認のためということですかね。しかし、それにしてもなんか本人の方の、先ほどのアプリも4桁の数字は入れるんですよ、暗証番号はね。だから、本人確認のためだとしてアプリを使うとしても子どもの分とかはそれで使えたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。何か非常にせつかくアプリがありますよといいながら、何かかえって面倒くさい感じになっているなという感じがするんで、何か私が言っているように、むしろ紙のコピー

を集めたほうが一番簡単じゃないのってなっちゃうんですけども、もう少し簡単にならないのかなと思うのですが、どうなんでしょうか。

議 長 田口議員、その手法的なものは、今もう先ほど答えが出たと
思いますので、やり方云々は別の機会に違うところで聞かれたらいいと思
います。はい、田口議員。

8 番 田 口 という指摘ですが、まあそれにしても使いにくいぞというの
で、もうちょっと制度を改善したらというような意見を出せるかどうかです
けども、そういう意見でありますということをやっときたいと思います。

それから2点目に入りますが、現状では、なかなかマスクを外すというこ
とはできないと思いますが、それで、町長はコロナが全く心配じゃなくなっ
たら自分は外しますよということは言われましたんですけども、恐らくです
ね、私は習慣としてマスクを外さないんじゃないか、要するに全く心配なく
なっても、もう習慣がついてしまってマスクを外さないのではないかという
ことを私は心配しております。というのは、日本人はシャイだから、なか
なか顔を見られるのを嫌がるというかね、控えるというか、そういうような
傾向にあると思うので、外さないのではないかということを私は心配してい
るんです。小・中・高校生を含めて書きましたけど、私は子どももそうなん
じゃないかと思うんです。で、令和2年からコロナがまん延しましたから、
今の中学3年生は2年、3年、4年ですから、特に今の中学3年生は同級生
の顔をよう知らんままに卒業していくというようなことになるわけですよ
ね。屋外でもするんだから、校舎内でもしてますよ。廊下を歩いている状況
とか見ますと、校舎内でもしてますよ。教室の中でも恐らくしているんで
しょう。そしたら年中こんなマスクの顔で、本当は同級生の顔はどんな顔や
ろうかという、思い浮かばないという、そういうことになるんじゃないです
か、卒業しても。というので、そういったことを心配するので、どうかなと
思うんです。ちょっと教育長のご感想など、通告していませんが、教育長
のご感想など聞かせてもらったらと思います。

議 長 答弁されますか。はい、教育長。

教 育 長 12月1日に町内の校長研修会で、そのことについても話題
になりまして確認をしました。町内の小中学校では集団で登下校の場合はど
うしても会話をします。又は小学生はじゃれあって登下校をしたりしますの

で、その場合は着用するよという指導をしているそうです。ただ、身体的距離、例えば2メートル以上の距離、そしてたった1人で登校する場合、これは中学生はあると思います。小学生は1人で登下校するということは普通ありませんので、1人の場合は外してもよいという指導ですね。外してもよい。外しなさいとは言っておりません。外してもよいということにしておりますけども、長年の中学生、小学生にとっては、この3年間というのは、人生の今まで生きてきた中でもかなりの長い年数に感じられます。私たちにとってはちょっとした3年間ですけども、小中学生にとっては3年間というのは非常に長い時期です。その時期の生活習慣がもう身に付いておりますので、急に外すということは本人たちには非常に抵抗があると考えられます。なので、個人の判断でそれを着けているものと思われまますので、私たちがそれを外しなさいとかいう立場ではないと考えられます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

8 番 田 口 はい。先ほど町長の答弁でも各個人の判断、個人差だというように言われましたしですね、今もその個人の判断でというような答弁がありますが、それは、そうだとおぼざるを得ないのですが、その結果が恐らくずっと日本人は着けたままになるのではないかとこのことを心配をしているということで、私、その最後のほうに言いましたように、誰かが外そうよと言わない限りはそのままになるんじゃないかなということをお心配をしているということです。なので、ここでいろいろ言ってもしょうがないのかもしれませんが、そういう問題意識を持ってますよという認識をしてもらってほしいのかなと思っておりますので、もう一遍念のためにその点についての町長の答弁をお願いします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 再度質問いただきましたけども、ワールドカップ、今人気で皆さん見られたかと思っておりますけども、あの会場を見るとほとんどの方がマスクをしていらっしやいません。日本国内がそういう状況になったとき、それぞれが自分の判断で外していかれるのかなと思っております。私自身、今この第8波と言われる中で外せということは言えませんが、やはり周りの環境が外していく、そういう雰囲気になったときにはそれぞれの判断で、それぞれがマスクを外す、そういう環境になってくるんじゃないかと思ってお

りますので、日本におきましては、もうしばらくその状況は変わらないのかなと思っている次第でございます。以上でございます。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。それでは、防災士関係ですけども。すみません、私さっきちょっと聞き落としたように思うんですが、要するに現在町内で、その資格を持っている人というのは何人くらいおられるのですかね。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。こちらが県のほうで登録しますので、そこから得た情報ですけれども、現在、川棚町内12名いらっしゃるということで、あくまで町内のトータルの人数だけお聞きしておりますという状況です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 先般の議員での研修会で聞いた人数が、県内で1,200何人ということでしたので、じゃあ町内では12人くらいだなと単純に思いましたから、本当にそのような数字であるわけですね。で、私はだから1つの自主防災組織に1人又は2人くらいと考えると、まあ30くらいの町内の組織があると思うんですね、1人又は2人というとなら50人くらいかな、町内で、というふうなくらいに増やしたほうがいいのではないかというふうなことを思うわけなんです。だから12人であれば、まだ1部落に1人もいないような状態なのでですね、まあ30人から60人くらいと考えると、目安としてやっぱり町内に50人くらい資格を持っている人がいたほうがいいのではないかと思うわけですが、まずは増やしたほうがよいのではないかということについての考えをもう1回お聞きしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。お答えいたします。防災担当課としましては、田口議員おっしゃるように、この防災士の資格を持った方が増えてくるのは非常に嬉しいことであるし、防災対策として非常にいいことだと思っております。ただ、先ほど町長の答弁がありましたように、この防災士、この知見を持つ方を増やそうというのは旅費の支援ということで今やっております、その予算を令和4年度では20名分用意をしていたというものであります。一旦この制度は維持したいということで、なるべく防災の知見を持った方を増やす、この姿勢は維持したいと思っております。問題はあとの資格とし

て正式に登録をされる方を増やすかどうか。こうなりますと、先ほど町長も言いました受講料3,000円、認証料5,000円、1人8,000円がかかります。この支援をするかどうかという、そういう問題になってきます。そうした場合、当然、現行の予算に上乘せになるのか、あるいは旅費のほうを減らして、その登録の方にシフトするのか。そういった判断が必要だろうと思います。これは既に登録料等を支援する市町村もありまして、その場合は地元自治会において、防災士として実際に機能を、役割を果たしていただくと、そういう条件を付けているところもあります。ですから、そのような問題を整理した上で、今後どのように自主防災組織のリーダー育成を進めていくのか整理したいということで答弁しておりますので、まだ、登録料を負担しますと、そういう即断という形ではなくて、整理をしていきたいと、そういう考えがありますので、現時点ではそのように理解をいただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** すみません。補足になりますけども、先ほど答弁しましたとおり、令和2年度においては、防災士の取得要件であります3日間受講された方は14名いらっしゃいまして、その中で4名の方が防災士の受験をされたということで、12名ということで登録されておりますけども、町内ではこの3日間の全日程を受けられた方は、ちょっと人数はここで把握しておりませんけども、かなりの人数がいらっしゃるのではないかと考えております。以上です。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 今までこの自主防災リーダー養成講座の受講に関しては、平成25年度から始まった制度でありまして、防災士の資格取得の要件となる3日間受講ですね、これは今までトータルで29名の方が受講をされているということはこちらで把握しております。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

8番田口 はい。いずれにせよ、この防災士という資格については、やはりその地域において、言わば公的な活動をなさるためのものでありますので、やはり受講料などを個人負担させるよりは、やはり町なりでそれを負担をしてあげて、その代わりに先ほど言われたように、地域での任務を果たし

てもらおうというようなそういう条件を付けてもいいわけですが、やっぱり公的な支援をするという方向がよいのではないかなというふうなことを私は思いますので、他町の例なども参考にしながら、そういう方向で検討していただけたらいいかと思いますが、そういう方向についての検討についてはどうでしょうか。

議 _____ 長 総務課長。

総務課長 町長が答弁しましたように、その辺をよく整理した上で、対応を検討してまいりたいという答弁です。もう資格登録費用の負担をさせんと、そういうことではなくて、総額の予算的なものも判断しながら対応を検討したいということで考えております。以上です。

8 番田口 よろしく検討をしてください。以上、終わります。

(1 5 : 3 5)

議 _____ 長 通告者の質問が終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 3 6)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 _____ 村井達己

会議録署名議員 _____ 初手安幸

会議録署名議員 _____ 堀池浩